



星のまち★かたの



交野市緑の基本計画

交 野 市

はじめに

本市は、昭和 46 年（1971 年）11 月 3 日に市制を施行し、今年度（2011 年）に市制施行 40 周年の節目を迎えます。

本市中央部を南東から北西に流れる天野川の支流が葉脈状に広がっており、その豊かな水の恩恵を受けた水田と、南東部に広がる山地により緑豊かな景観を形成しております。これらの自然とまちなかに残る歴史的文化遺産は本市のかけがえのない財産であり、次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であると考えております。

本市は、緑豊かな自然にあふれた大都市近郊の魅力ある住宅都市として発展してまいりました。昨年 3 月には、新たな道路交通ネットワークの主軸となる第二京阪道路の全線開通により、市域の自然環境も大きく変化してまいりました。このような社会・地域情勢の変化に対応するため、平成 14 年に策定した緑の基本計画をベースにし、平成 21 年度から見直し作業に入り、これまでの豊かな自然環境や歴史的資源の保全を図りつつ新たな環境に適用するための指針として改訂を行いました。

今後は、この新しい緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が共に支えあえる緑のまちづくりを推進してまいります。

最後に、緑の基本計画の改訂にあたり、自然環境保全等委員会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 23 年 4 月

交野市長 中田仁公



目 次

序 緑の基本計画について 1

- (1) 緑の基本計画の役割…………… 1
- (2) 緑の基本計画の位置づけ…………… 1
- (3) 緑の基本計画の構成…………… 2

1. 緑の現況と課題 3

- 1-1 まちの歴史とまちづくりの方向…………… 3
 - (1) まちの歴史…………… 3
 - (2) まちづくりの方向…………… 3
- 1-2 まちの現況…………… 5
 - (1) 自然特性…………… 5
 - (2) 都市特性…………… 10
- 1-3 緑の現況…………… 13
 - (1) 面的状況…………… 13
 - (2) 線的状況…………… 16
 - (3) 点的状況…………… 17
 - (4) 景観状況…………… 22
- 1-4 緑の保全・創出施策と市民意識…………… 28
 - (1) 緑の保全・創出施策…………… 28
 - (2) 市民意識と市民活動状況…………… 29
- 1-5 緑のまちづくりに向けた課題…………… 32

2. 緑のまちづくり目標 34

- 2-1 理念…………… 34
 - 2-2 基本方針…………… 35
 - 2-3 計画のフレーム…………… 36
 - 2-4 緑の将来像…………… 37
 - (1) 緑の将来像…………… 37
 - (2) 緑の将来像図の組立ての考え方…………… 38
 - (3) 緑の将来像図…………… 41
- 



2-5	計画の目標	42
(1)	緑地の確保目標	42
(2)	緑化の目標	43

3. 緑のまちづくり施策

44

3-1	施策の組立ての考え方と体系	44
(1)	施策の組立ての考え方	44
(2)	緑の空間の利活用施策と保全施策との連携	45
(3)	施策の体系	46
3-2	緑のまちを守る・創る・育む	47
	(保全・整備系施策)	
(1)	交野らしさを象徴する緑の保全・活用	47
(2)	安全・快適な市民生活を支える緑の基盤づくり	53
(3)	里山の息吹を市街地に吹き込む緑のネットワークづくり	60
(4)	活気あふれるまちを創出する緑の拠点づくり	62
	(育成系施策)	
(5)	緑のまちを育む人づくり	64
(6)	緑のまちづくりへ参加する仕組みづくり	65
(7)	緑のまちづくり活動を支えるシステムづくり	66
3-3	里山の保全に配慮すべき地域	67
(1)	保全に配慮すべき地域	67
3-4	緑化の推進を重点的にはかるべき地区	69
(1)	緑化重点地区	69
(2)	緑化重点地区の考え方	69
(3)	緑化重点地区の設定	69
(4)	緑化推進地区	72

4. 緑のまちづくり施策の推進に向けて

73

4-1	推進方策の確立	73
(1)	推進のための計画の策定	
(2)	制度の充実	
(3)	財源の確保	
4-2	推進体制の確立	73
(1)	行政内部の推進体制	
(2)	市民・事業者参加の推進体制	

付録（用語の解説）

74



序 緑の基本計画について

(1) 緑の基本計画の役割

この計画は、交野市総合計画における緑の部門計画であり、交野市自然環境の保全等に関する条例に基づき交野の良好な自然環境と快適な都市環境を保全・創出し、都市緑化を総合的に推進していくための指針として策定するものです。

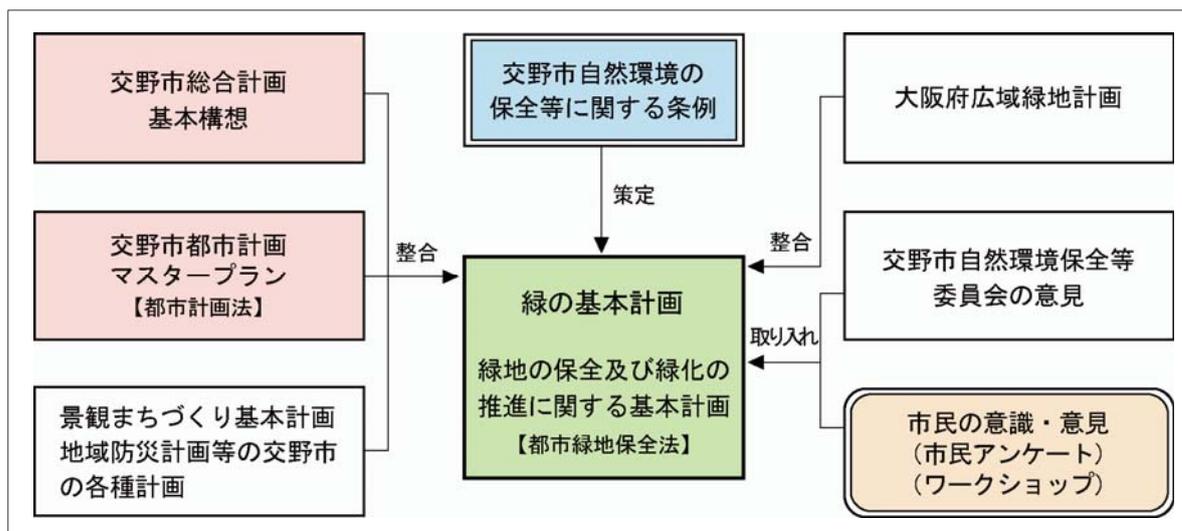
また、この計画は、都市緑地保全法第2条の2に基づく法定計画として、緑地の保全及び緑化の目標、推進施策等について定めるものです。

なお、この計画は平成14年4月に策定した計画を継承するもので、今回経年変化による修正を加えたものです。

◇交野市自然環境の保全等に関する条例（抄）（平成13年1月改正）

目的	災害の防止や生活環境に寄与する里山の自然環境及び緑地の保全又は整備（以下「自然環境の保全等」という）を図り、安全で快適な都市環境の形成を確保することを目的とする。
基本指針	自然環境の保全等は、里山及び緑地が本来持つ多様な機能を保持増進する対策を講じながら、次世代により良い姿で継承し、市民の快適な生活環境の確保を目指すものとする。
基本計画の策定	基本計画とは、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」である。

(2) 緑の基本計画の位置づけ



(3) 緑の基本計画の構成

項 目	内 容
1. 緑の現況と課題	<p>交野市を特色づける緑の現況を整理するとともに、緑が本来持つ機能・役割等から、緑の保全、整備、創出及び活用に向けた課題を整理しています。</p>
2. 緑のまちづくり目標	<p>緑の現況と課題を踏まえて、交野市がめざすべき「緑のまちづくり目標」を、概ね次の形で設定しています。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A([理念 (緑のまちづくりの考え方)]) --> B[基本方針 理念を具体化 していくため の方針] A --> C[将来像 緑のまちづくり の姿] A --> D[目標 公園・緑地等 の確保目標、 緑化の目標] </pre> </div>
3. 緑のまちづくり施策	<p>目標を実現化していくために、何を実行していくかを「施策」としてまとめています。</p> <p>施策を目に見える形で実現していくため、「里山の保全に配慮すべき地域」と「緑化の推進を重点的に図るべき地区」を設定しています。</p>
4. 緑のまちづくり施策の推進にむけて	<p>施策を、市民・事業者・行政が一体となって実現していくための方策や仕組み等をまとめています。</p>

1. 緑の現況と課題

1-1 まちの歴史とまちづくりの方向

(1) まちの歴史

1) 「かたの」の由来

この地方は、昔から「かたの」と呼ばれていました。「かたの」とは元々「潟野」と表現し、水が満ちたり引いたりする低地を意味しています。

その範囲は、私市から枚方までの天野川沿いを指していましたが、後に山麓から丘陵地も「かたの」の総称に含まれるようになりました。

2) 歴史概要

<縄文時代>

本市の歴史は古く、縄文時代の神宮寺式土器の出現（神宮寺遺跡等）等から、およそ1万3千年前には人が住み着いたと考えられています。

<中世>

平安時代、天野川の水辺や丘陵地帯が皇室の狩猟地として知られるようになりました。室町時代、交野のサクラは太平記に「落花の雪にふみ迷う交野の春の桜狩」と記されるほど有名であったようです。

山地では、当時盛んであった山岳仏教が広まり、数多くの寺院が建立され、現在に至っています。

<近世>

中世には、交野荘・私市荘といった荘園開発が進み、近世には河内木綿・手工芸・米作農業が盛んになりました。

今に残る細く曲がりくねった道沿いに立地する土蔵、紋入り瓦等に、古くからの街道であることを感じさせます。

(2) まちづくりの方向

上位計画である交野市総合計画基本構想において、本市の都市構造を踏まえ、あるものを活かしたまちの環境の基本的な方向性《空間形成》を示しています。

生命の空間—命が息吹く

山地部は市民共有の財産として、これまで大切にしてきました。これからも、可能な限り自然のままに残し、生命感が醸し出される空間として維持していきます。

暮らしの空間—五感が弾む

市街地部は、住宅開発が進行する中、古い建物や道筋、農地など、どこか田舎らしさを感じさせるとともに、川やため池などの水辺のホッと空間があります。

こうしたさりげない空間を大切にするとともに、そこで様々な活動が展開され、暮らしのあり様が五感をほどよく刺激するような環境を創出していきます。

交流の空間—交流がわく

第二京阪道路は、車のみならず、自転車、歩行者の高規格な空間が創出されており、たくさんの交流が楽しめるような活用をしていきます。また沿道の土地利用についても、新たな都市機能の創出が見込まれる場合には、周辺との調和を図りつつ計画的な誘導を図ります。

賑わいの空間—人が賑わう

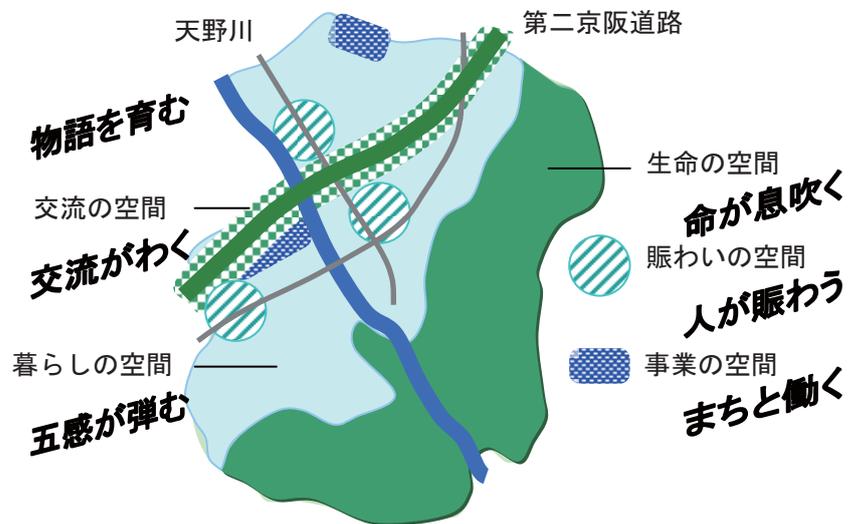
主要駅周辺においては、その立地特性を活かし、人が賑わうような空間としての活用を図ります。

事業の空間—まちと働く

工業系を中心とする事業空間は、近くで働くことができ、その事業活動がまちにも還元されていく、暮らしとのかかわりの深いところであり、より一層まちとのつながりを深め、全体で事業活動を盛り上げていくような空間として創出していきます。

物語を育むまち—物語を育む

まち全体が醸し出す風土を大切に、営みやまちなみ、歴史文化といった様々な要素を活かして、住む人、訪れる人、それぞれの物語が育まれるようなまちとなるように、ほどよくしつらえていきます。



<空間形成の基本方向>

1-2 まちの現況

(1) 自然特性

1) 地形

市域の南東部約半分が山地・山麓で、残り半分の北西部が平地部となっています。市域中央部を南東から北西に天野川が流れ、その支流が葉脈状に市域全体に広がっています。

<山地部・山麓部>

西斜面が急傾斜で、谷筋が深く刻みこまれ、豊かな生態系の存在を感じさせます。山頂部にやや平坦な部分があります。

<平地部>

海拔高度によって、大きく三つに分けられ高位段丘面、中位段丘面からなる洪積台地と天野川流域の扇状地性平地からなっています。

2) 地質

交野の台地をつくっている岩石・地層は、大きくは山地部と平地部の二つに分けられます。

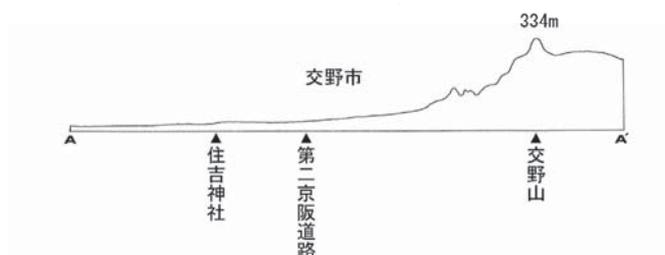
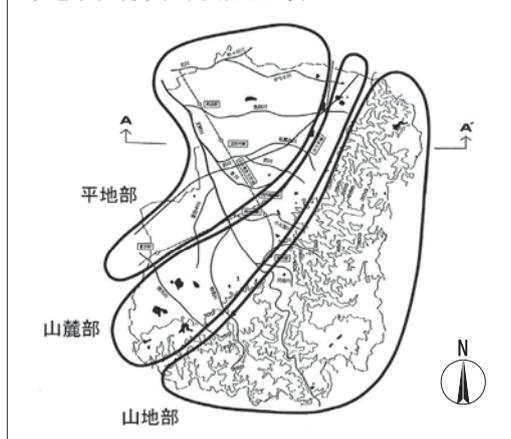
<山地部>

中生代白亜紀末の花崗岩からなっています。

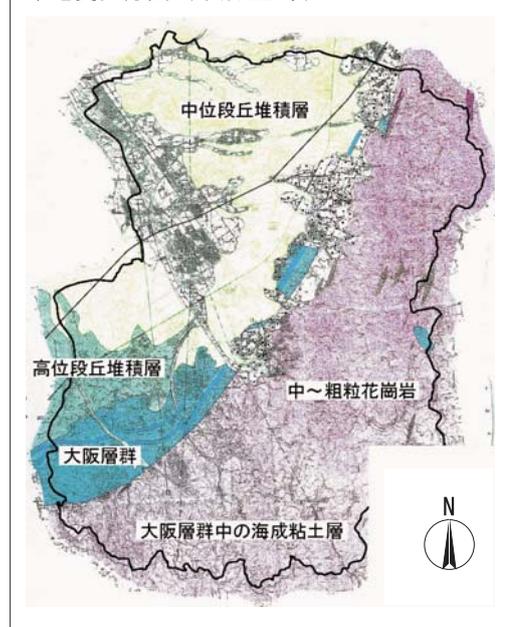
<平地部>

新生代第三期末から第四期にかけてできた礫層・砂層・粘土層などからなっています。

◇地形区分図（平成 22 年）



◇地質区分図（平成 22 年）



3) 植生

<山と人との関わりの歴史>

交野の山は、弥生時代頃まで森林に覆われていたようです。

それが、古墳時代以降の生活材等としての大量の木材利用により次第に森林が少なくなり、平安時代中頃にはほとんど消失したようです。

このことは、廃小松寺縁起の「星田の山は絶壁が切り立って全山一木の緑も見えない白い岩山」の記述や、中世から近世にかけて山麓付近の私部村、寺村が山崩れで埋まった記録等からもうかがえます。

江戸時代以降になると治山事業が行われるようになり、明治時代以降になってやっと、現在の里山と呼ばれるような緑の山に再生していきました。この里山は、人々が山で雑木を切り出し、薪炭や農業資材として活用する中で形成されていきました。

昭和30年代の石油やガスなどの普及や生活スタイルの変化に伴い、市民生活と共生していた里山は管理されず、放置され、竹林の拡大や樹林の過密化に伴う里山の荒廃につながっています。

<植生状況>

自然植生は源氏の滝周辺にアラカシ群落、獅子窟寺周辺や星田妙見宮の森にシイ・カナメモチ群集等が、わずかにみられます。

山地部の多くは、代償植生のモチツツジ・アカマツ群集、ヤブムラサキ・コナラ群集から構成されます。一部、竹林の拡大がみられます。

<実地調査の概要（平成9年5～6月調査）>

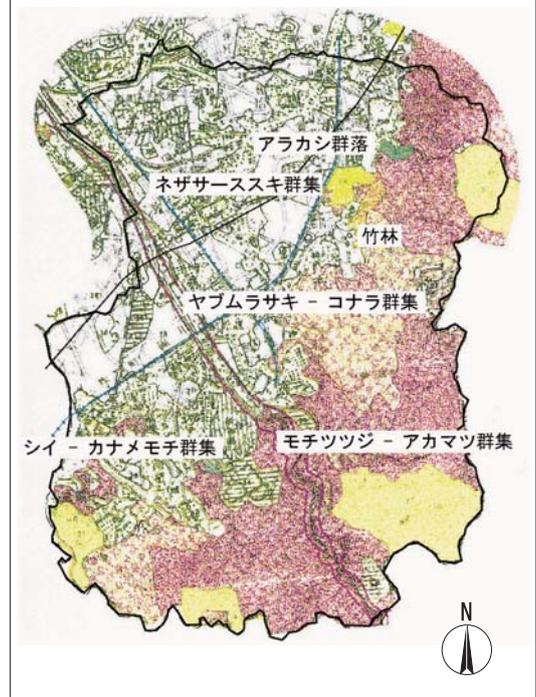
照葉樹林：大小のシイ林・アラカシ林が数か所に散生しています。

植林地：スギ、ヒノキの植林地が分布していますが、間伐が行き届かず樹木が密生し、下層の裸地化、タケの侵入、二次林との混在化で、衰退化が進んでいます。

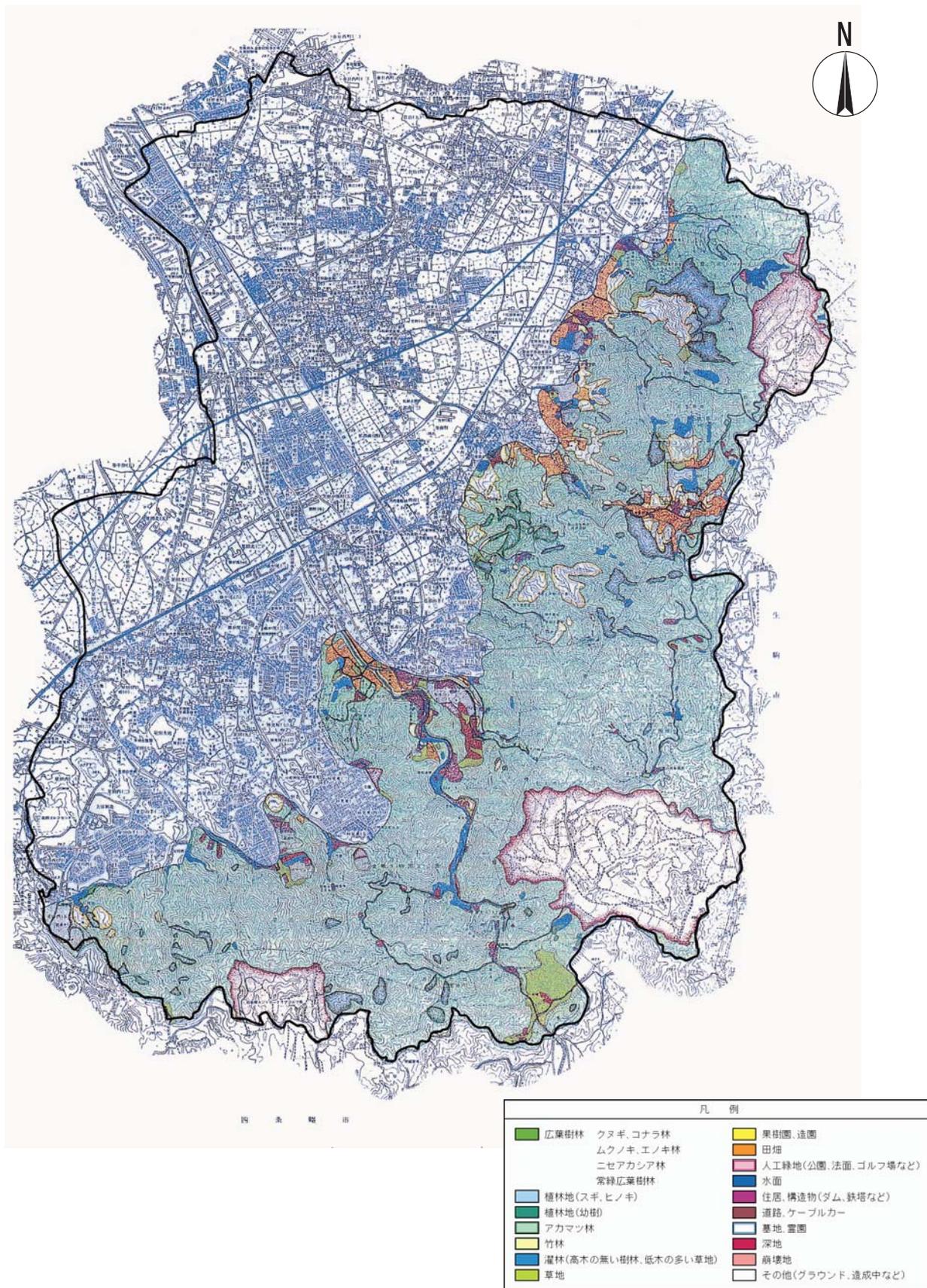
二次林：市内の二次林は豊富な樹種から成立し、コナラ・クヌギが10m以上に成長しています。その中にヤマザクラ、モチツツジ、コバノミツバツツジ、ヤブムラサキなどの花木類が生育し、美しい里山を形成しています。アカマツは、ほしだ園地に残存する以外は、マツ枯れで壊滅的です。

竹林：モウソウチク・ハチク・マダケ等の竹林は管理されず、放置され、二次林や植林地へ拡大しています。一部地区では、管理により、竹林の伐採が行われています。

◇植生図（1979：昭和54年-環境庁調査）



◇植生図（1997：平成9年-大阪府調査）



4) 生物

<鳥類>

山林等を背景に、鳥類は比較的多彩で、日本の平均的鳥相がみられます。2010年6月現在、181種類の野鳥が確認されています。

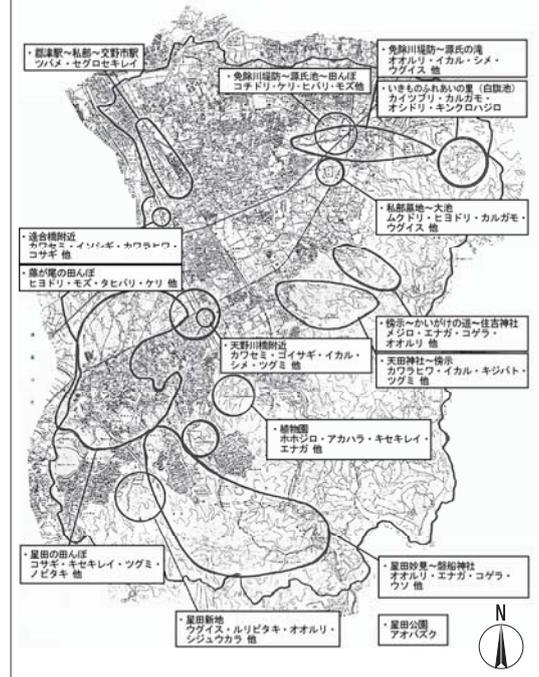
<哺乳類>

山地ではタヌキ・キツネ・テン・アライグマ・イタチ・ウサギ・リス・ネズミ類・モグラ類の生息が確認されています。

<昆虫類>

貴重種のハッチョウトンボ、ヨツボシトンボ、ムカシヤンマをはじめ日本の平均的昆虫類が生息しています。

◇野鳥分布図



交野野鳥の会調査資料より作図

5) 気象・水環境の状況

<平均気温>

ヒートアイランド現象と言われる大阪市のよう大都市と比較して、平均気温が1.0～2.0℃程度低い状況にあります。

<水質>

山地部の天野川支流の上流部は、きれいな水質の河川ですが、市街地内の天野川合流部では、水質の悪化がみられます。

◇平均気温の変動状況(単位:℃)

年度	交野市	大阪市	神戸市
平成元年	15.2	16.9	16.0
2年	15.9	17.4	16.7
3年	15.8	17.1	16.4
4年	15.3	16.9	16.0
5年	14.6	16.3	15.5
6年	16.4	17.7	16.9
7年	15.0	16.6	15.7
8年	15.1	16.3	15.6
9年	15.8	16.8	16.2
10年	16.6	17.8	17.3
11年	15.8	17.3	16.8
12年	16.5	17.2	17.0
13年	16.3	17.1	16.9
14年	15.7	17.3	17.1
15年	16.9	16.9	16.8
16年	16.8	17.9	17.8
17年	16.0	17.0	16.8
18年	16.5	17.0	16.9
19年	16.3	17.6	17.4
20年	16.5	17.0	17.0

資料: 交野市消防本部、大阪管区気象台、神戸海洋気象台

◇水質の状況（平成 22 年）



(2) 都市特性（土地利用・人口・産業等）

1) 土地利用特性

<山地部>

市域の約半分を占める山地部は、昭和40年代に一部宅地化が進みましたが、急峻な地形や国定公園等の土地利用規制によって、今なお、豊かな森が保全されています。

<平地部>

平地部は、古くから農業を中心とする土地利用がはかられてきましたが、高度経済成長期以降宅地化が進みました。

市域には約365haの農地が残り、稲作を中心にぶどう、みかん等も栽培されています。

また、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」における農空間保全地域に253.69haの農地等が指定されています。

<住宅地>

市街化区域の約9割が、住居系の用途地域で占められています。

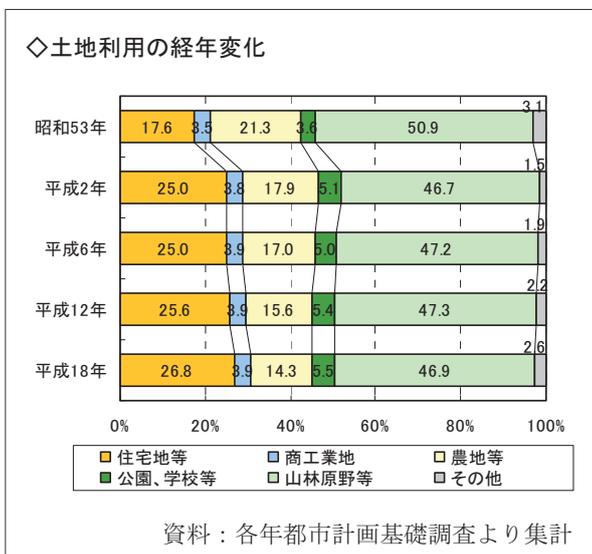
住宅地は農村集落を中心に、それを取り囲むように新しい住宅地が形成されてきました。近年は、山麓部を中心に計画的住宅市街地が形成されています。

そして、永住志向を満たす安全で快適な住宅建設の誘導をはかってきたことから、比較的良好な住宅・住環境が保たれています。

<その他>

商業業務地は、鉄道駅周辺や大規模住宅団地内に立地してきましたが、近年は幹線道路沿道にも広がりを見せています。

工場地は、計画的に整備された星田北と幾野の工場適地に集積していますが、平成13年以降点在して住宅開発がなされ、現在では住工混在が見受けられます。

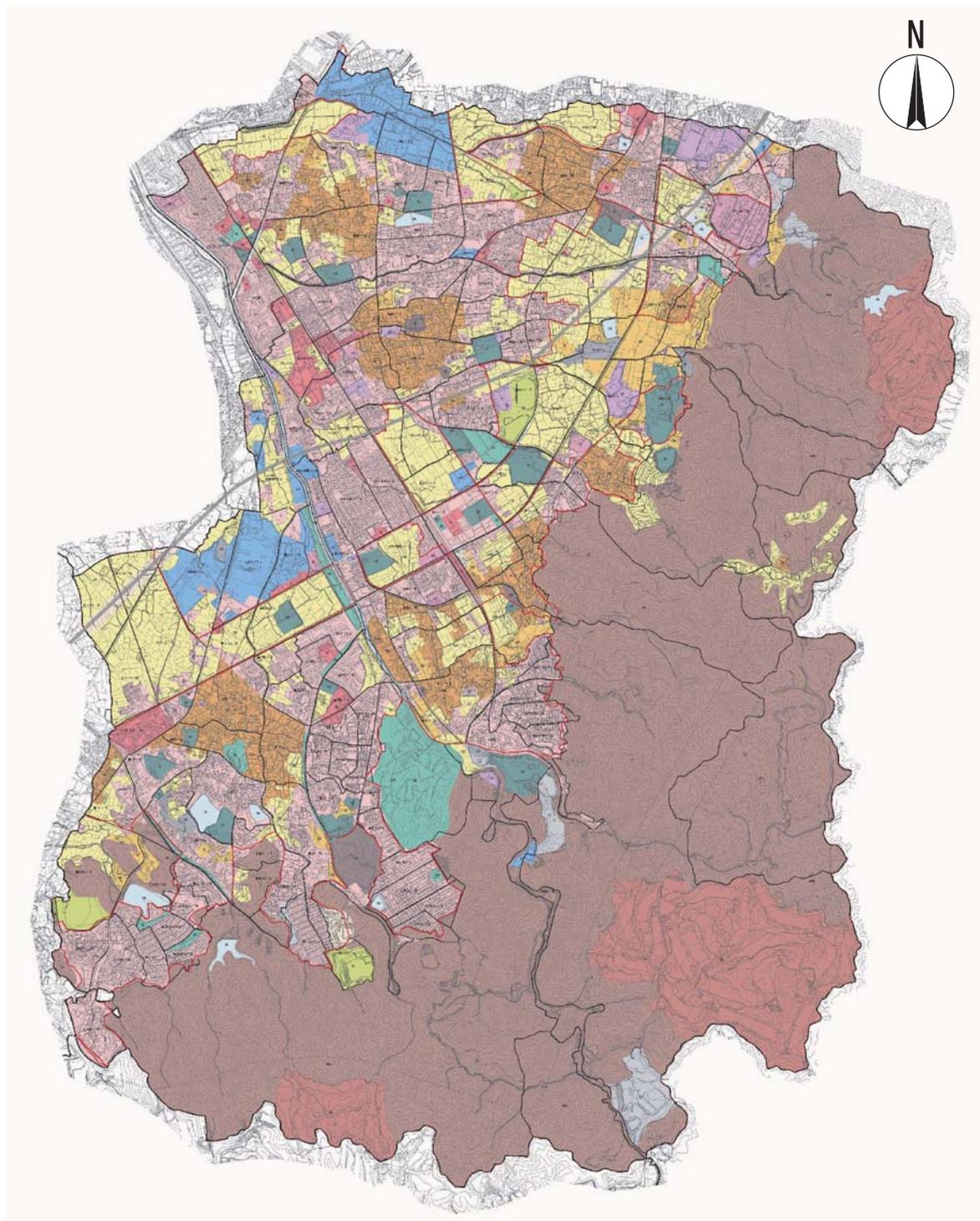


◇土地利用現況表（平成18年）

土地利用	面積(ha)
市街地	
一般市街地	510.0
集落地	153.8
商業業務地	34.3
官公署	22.7
工場地	64.9
小計	785.7
普通緑地	
公園・緑地	50.0
運動場・遊園地	18.2
学校	50.8
社寺施設、公開庭園	12.8
墓地	8.1
小計	139.9
農地	
田	305.0
休耕地	2.4
畑	58.0
小計	365.4
山林	994.1
原野、牧野	181.0
水面	23.4
低湿地、荒無地	23.2
公共施設	16.9
道路、鉄軌道敷	4.3
その他空地	21.1
合計	2,555.0

資料：交野市都市整備部

◇土地利用現況図（平成 18 年）



土地利用現況図凡例

分	類	通	用	色	分	類	通	用	色	
市街地	一般市街地	一般市街地、住宅地の店舗が混在している地区	1,000㎡以上	あか	農地	田	預託水田等	5,000㎡以上	あか	
	商業業務地	店舗、事務所等が集積している地区	5,000㎡以上	あか		畑	果樹園、苗圃等を含む	5,000㎡以上	あか	
	官公署	官庁、警察署、消防署、公社等	1,000㎡以上	あか		山野	森林	天然林等	5,000㎡以上	あか
	工場地	倉庫、トラックターミナル等の流通施設を含む	5,000㎡以上	あか			原野・牧野	ゴルフ場を含む	5,000㎡以上	あか
	集落地	古くからある集落地で農林漁業従事者がかなりある住宅地	1,000㎡以上	あか			水面	河川	河川…幅員20m以上の一般河川 二級河川等の平水産 池・沼…流水位5,000㎡以上	あか
	公園・緑地	都市公園、緑地等	5,000㎡以上	あか				低湿地・荒蕪地	河川高水敷、無目的の空き地等	5,000㎡以上
普通緑地	運動場・遊園地	民営運動場、企業厚生施設等	5,000㎡以上	あか	公共施設	供給処理施設、飛行場、農林漁業試験所等	5,000㎡以上	あか		
	学校	幼稚園から大学までを含む	5,000㎡以上	あか		道路・鉄軌道敷	幅員20m以上の道路鉄軌道敷、電線溝を含む	なし	あか	
	社寺敷地・公園庭園		5,000㎡以上	あか	その他の空地	未利用地、未建築宅地等	5,000㎡以上	あか		
	基地	公共重畳を含む	5,000㎡以上	あか						

2) 人口・世帯数の動向

<人口・世帯数>

平成 17 年の国勢調査における人口・世帯数は、約 7.8 万人・約 2.7 万世帯で、平成 7 年から平成 17 年の過去 10 年間、大阪府全体の人口は微増しており、本市においても微増傾向にありましたが、その後においては、人口増は止まって横ばいの状態となっています。

平均世帯人員数は 2.85 人で、大阪府平均 2.41 人や北河内地域平均 2.54 人より多くなっています。

<年齢別人口>

65 歳以上の人口比率は 16.5% で、大阪府平均 18.5% より低い数値ですが、その割合は従前より増加しています。反面、年少人口（0～14 歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。

3) 産業

<産業構成>

産業別就業者数（民営）は、以下の順で、

- ・卸売・小売業（20.9%）
- ・製造業（19.2%）
- ・医療・福祉（14.5%）

卸売・小売業と医療・福祉等の第三次産業が北河内地域平均をやや上回っています。

<農業>

農家数、耕地面積とも減少傾向にあります。耕地面積の約 8 割が田、残り約 2 割が畑として利用されています。

また、ぶどう・みかん等の観光農園が盛んです。

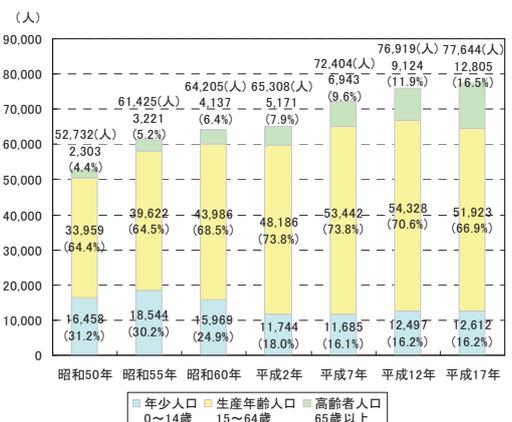
<工業>

製造品出荷額は、平成 17 年で約 785 億円となっており、平成 2 年から増減を繰り返しています。

<商業>

平成 19 年現在、商店数は 469 店、従業者数は 3,720 人、年間販売額は約 735 億円で、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

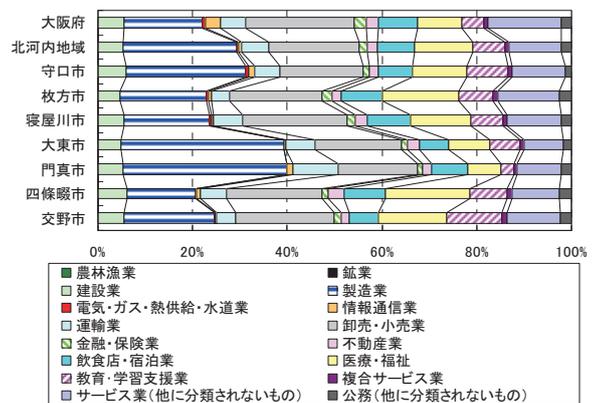
◇人口・世帯数の動向



資料：各回国勢調査（平成 22 年は国勢調査大阪府概数速報値）

注）総人口には、年齢不詳者も含むため、100%とならない場合がある。

◇産業関連データ



資料：平成 18 年事業所・企業統計調査



資料：農業センサス

1-3 緑の現況

(1) 面的状況

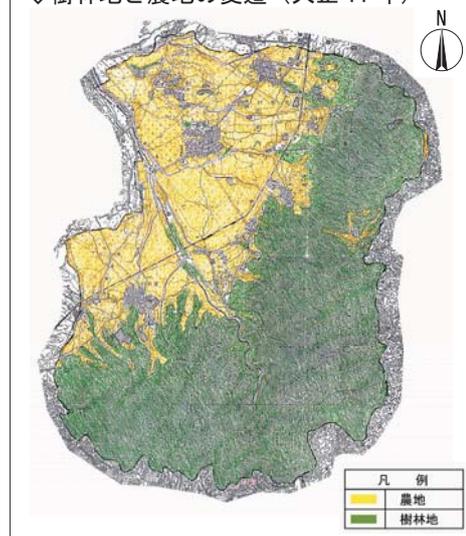
1) 緑地分布

<樹林地と農地の変遷>

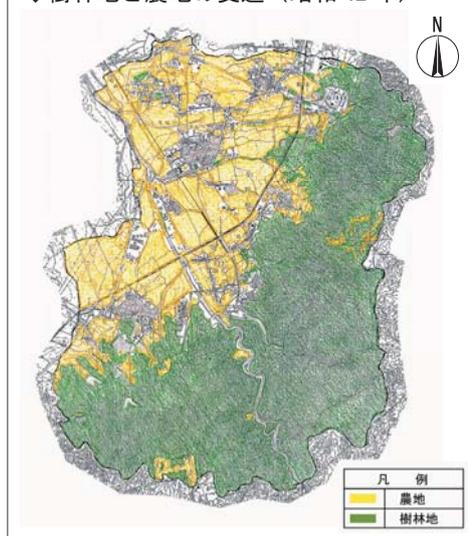
昭和 45～55 年にかけて人口が 3 万人台から 6 万人台へと急激に増加し、高度経済成長期には、大阪のベッドタウンとして宅地開発が進み、平地部の農地や山地部の樹林の減少がみられます。

また、山地部では、ゴルフ場開発による樹林地の減少もみられます。

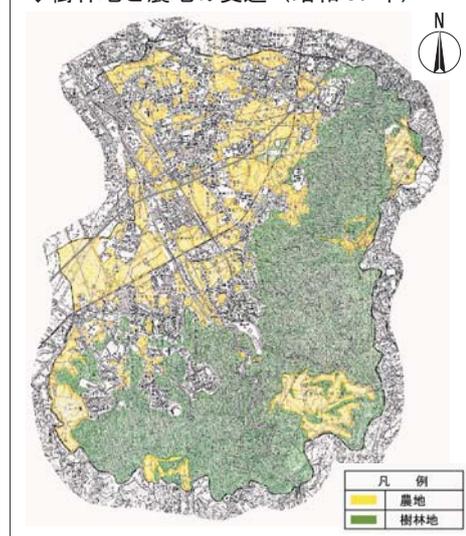
◇樹林地と農地の変遷（大正 11 年）



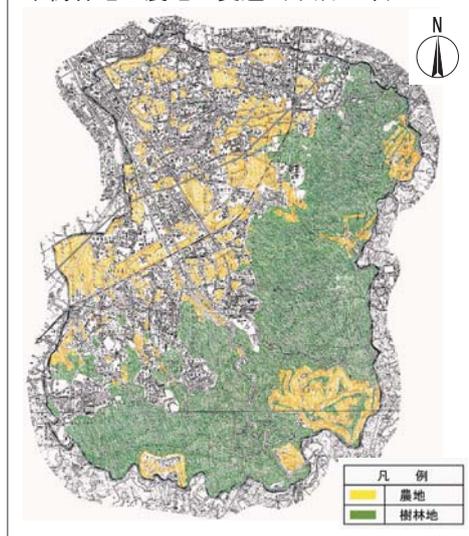
◇樹林地と農地の変遷（昭和 42 年）



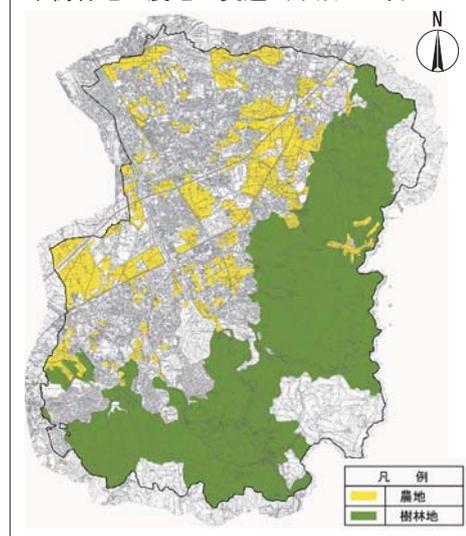
◇樹林地と農地の変遷（昭和 57 年）



◇樹林地と農地の変遷（平成 7 年）



◇樹林地と農地の変遷（平成 18 年）



2) 地域制緑地

生駒山系に位置する交野市の山地等には、下記に示す地域制緑地が指定されています。

<金剛生駒紀泉国定公園（自然公園法）>

すぐれた自然風景地の保護と、その適正な利用増進をはかるために指定されるもので、山地部の南側部分を中心に 797ha が指定されています。

<近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）>

無秩序な市街化防止、住民の健全な心身の保持増進、災害・公害の防止をはかるために、山地部のほぼ全域の 1,455ha が指定されています。

<保安林区域（森林法）>

土砂の流出の防止、公衆の保健を目的に一定の制限、義務が課される森林として、4か所・290ha が指定されています。

<地域森林計画対象民有林（森林法）>

森林の適正な保全利用をはかるために、961ha の民有林が地域森林計画の対象になっています。森林整備の方向は、府民の森の充実とあわせて、防災・景観に配慮した保全をはかることとしています。

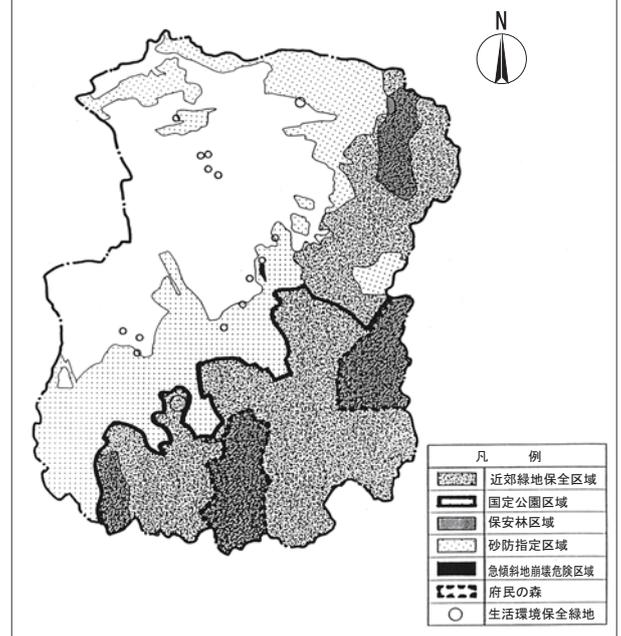
<生活環境保全緑地（交野市自然環境の保全等に関する条例）>

古くからの集落などに多くみられる屋敷林、社寺林をはじめとする樹林・樹林地は、住宅地の環境保全空間や生き物の生息空間としての役割を担っています。しかし、このような市街地に残された樹林地も宅地化などが進む中で減少していく傾向にあります。

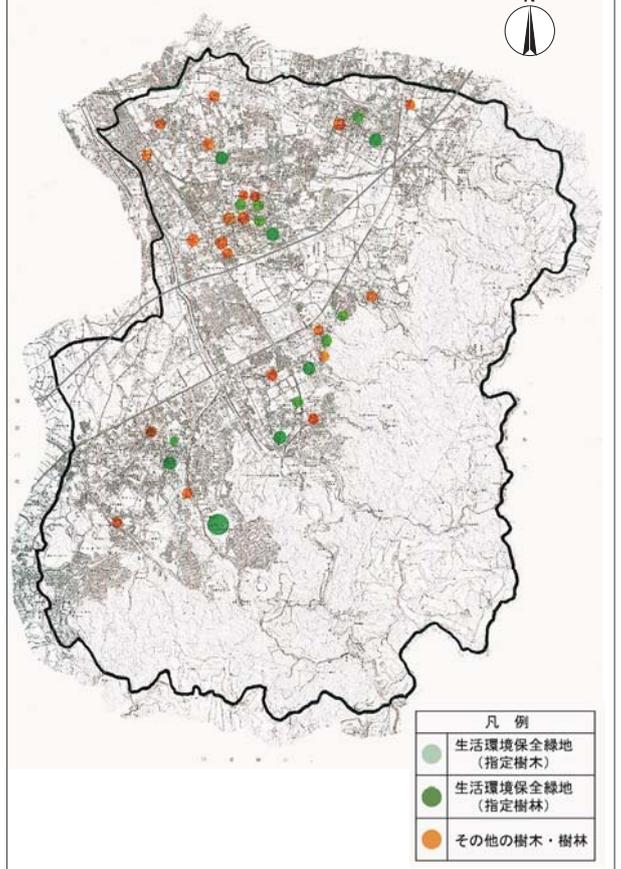
特に貴重な樹木（古木）・樹林のうち 16か所・約 9.4ha について、平成 2 年から本市の自然環境の保全等に関する条例に基づき生活環境保全緑地に指定し、保全をはかっています。

その他は、法的指定はありませんが、社寺林を中心とした貴重な樹木・樹林があります。

◇法律による緑地の指定状況（平成 22 年）



◇条例による緑地の指定状況（平成 22 年）



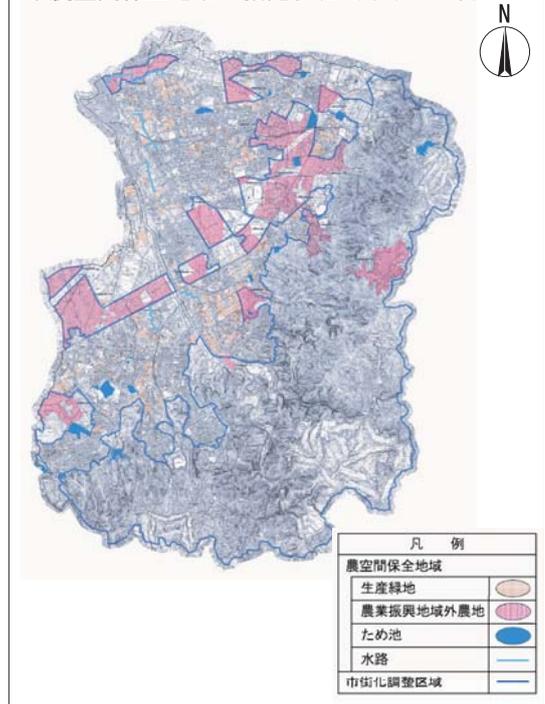
＜生産緑地地区（生産緑地法・都市計画法）＞

市街化区域内農地の保全による良好な都市環境の形成をはかるために、都市計画に定められた地区として、71.0ha（平成20年11月7日現在）を指定しています。

＜農空間保全地域（大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例）＞

農地を中心とした農空間は農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成など、様々な公益的役割を果たしています。これらの農空間の保全と活用を進めるため、253.69haの農地等が農空間保全地域に指定されています。

◇農空間保全地域の指定状況（平成20年）



3) その他の法規制

＜砂防指定地（砂防法）＞

山麓部を中心に指定されています。

＜急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）＞

山地部のほぼ中央部分の山麓に指定されています。

＜地区計画（都市計画法）＞

地区計画は、良好な環境の維持・保全を目的として定める、地区レベルでの都市計画です。

本市では、平成21年3月31日現在、13地区において計画決定し、その面積は161.1haです。

◇地区計画の状況

地区名	地区面積 (ha)
星田山手地区	19.1
倉治結了地区	5.7
私部南地区	1.7
妙見東地区	31.0
南星台地区	20.8
星田山手第一地区	1.6
星田西地区	24.7
妙見坂地区	24.0
河内磐船駅南地区	9.3
河内磐船駅北地区	9.3
私市山手地区	7.2
倉治東田地区	4.4
松塚地区	2.3
計13地区	161.1

(2) 線的状況

1) 河川・ため池

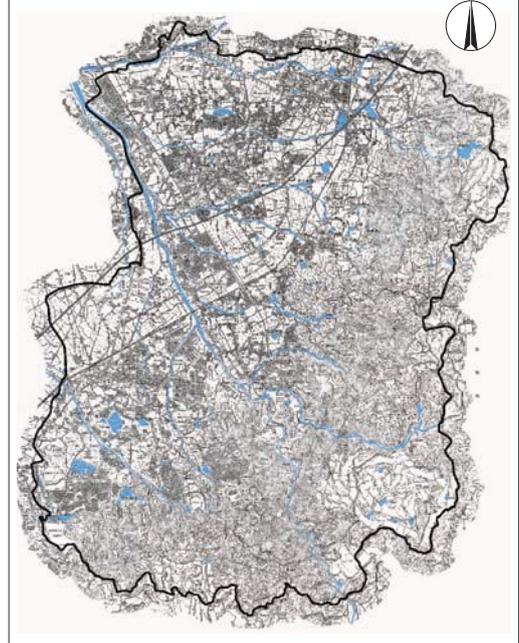
<河川>

市内の河川網は、一級河川である淀川水系の天野川とその多くの支流及び寝屋川水系の傍示川から形成されています。

天野川は、山地部の護岸工事はほぼ完了していますが、河床は礫で、河岸には竹林や樹木がせまるなど溪流性のある自然河川の様相を呈しています。一方、天野川における平地部の護岸工事は全区間で完了し、河川沿いには農地などが残り、田園的景観を随所に見せています。

また、星田妙見川及び傍示川の上流域では、コナラ・クヌギといった広葉樹林が広がり、明治から昭和初期に築造された砂防用の土堰堤の多くが原形のまま残されています。免除川は、交野山北側の白旗池を源流に源氏の滝を落ち、平地部を流れて天野川へと合流しています。

◇河川・ため池



<ため池>

台地地形の典型で、^{かんがい}灌漑用ため池が発達しています。

宅地化及び道路の築造等により数は減少していますが、山地・平地を問わず、まだ多くのため池が残っています。

2) 道路・緑道

<道路>

本市では、高木約 4,070 本、中低木約 39,000 本の街路樹を植栽しています。そのうち、第二京阪道路沿道には、植栽面積 3.3ha に高木約 1,870 本、中低木約 19,300 本を植栽しています。

植栽樹種は、高木ではソメイヨシノ等のサクラ、イチョウ、ヤマモモ、コブシが上位を占め、低木ではアベリア、キリシマツツジ等のツツジ類が約半分を占めています。

道路の緑化状況は、44 路線・延長約 30 km のうちで、緑化延長は約 13 km となっています。

<緑道>

河川敷を利用した緑道は、10 河川・16.6ha を整備しています。(水面を含む)

高木約 4,000 本、低木約 11,000 本を植栽し、樹種はソメイヨシノ等のサクラが多く、河川沿いの並木を形成し、市民が散策等を楽しむ憩いの空間になっています。

◇道路（街路樹）・緑道（平成 22 年）



(3) 点的状況

1) 公園・緑地

<都市公園の整備状況>

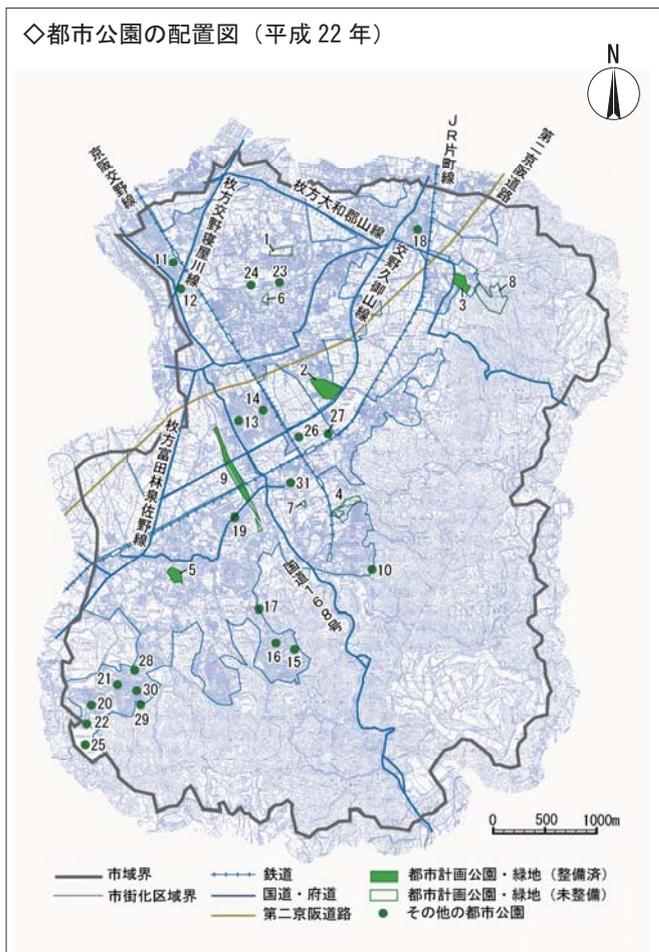
本市では、昭和 50 年の都市計画決定以降、私部公園、天野川緑地（一部未整備）、星田公園、倉治公園などの都市計画公園を整備してきました。

現在、都市公園については、街区公園 2 か所、近隣公園 5 か所、特殊公園（風致公園）1 か所の計 16.19ha、都市緑地は天野川緑地の 4.0ha を都市計画決定しています。その内、私部公園、星田公園、倉治公園の 3 か所・7.08ha 及び天野川緑地の一部 3.2ha を整備しています。

また、その他の都市公園 22 か所・5.31ha を開設しており、都市計画公園もあわせると、平成 22 年 3 月 31 日現在で 26 か所・15.59ha の整備が完了しており、一人あたりの面積は 1.99 m² となっています。

<都市公園以外の施設>

都市公園以外に、いきいきランド交野（8.0ha）、ちびっこ広場（96 か所・3.3ha）等を整備しています。



◇都市計画公園・緑地

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 郡津公園(1.7ha) | 6. 私部城址公園(0.45ha) |
| 2. 私部公園(3.5ha) | 7. 井手内公園(0.24ha) |
| 3. 倉治公園(2.0ha) | 8. 源氏の滝公園(4.9ha) |
| 4. 私市公園(1.8ha) | 9. 天野川緑地(4.0ha) |
| 5. 星田公園(1.6ha) | |

◇その他の都市公園

- | | |
|---------------|----------------|
| 10. 私市山手南公園 | 21. 花染公園 |
| 11. 松塚公園 | 22. リニアパーク南公園 |
| 12. 梅が枝公園 | 23. 免除川公園 |
| 13. 天野が原西公園 | 24. 免除川第 2 公園 |
| 14. 天野が原北公園 | 25. 星田西中央緑道 |
| 15. 妙見東中央公園 | 26. 磐船駅北 1 号公園 |
| 16. 妙見東中公園 | 27. 磐船駅北 2 号公園 |
| 17. 妙見東北公園 | 28. 星田山手北公園 |
| 18. 東田中央公園 | 29. 星田山手南公園 |
| 19. 妙見川緑地 | 30. 星田山手中公園 |
| 20. リニアパーク北公園 | 31. 私市河原北公園 |

2) 広域的な緑の拠点

本市の山々は、広域的に連なる生駒山系に属しており、その中には府民の森（2か所）などが整備され、最近では大阪府下や近隣府県より訪れる人が増加しています。

また、これらの施設などを巡るハイキングコースも設定され、山の緑やそこに暮らす生き物などとのふれあいを楽しみ、学ぶ拠点になっています。

<交野いきものふれあいの里>

交野山・白旗池周辺のバードウォッチングや水辺の動植物の観察ができる自然体験活動の拠点になっています。

<交野市立いわふね自然の森>

スポーツ・文化センター「星の里いわふね」があり、野外活動、陶芸、炭焼き等の体験ができます。

<府民の森くろんど園地>

キャンプ場、アスレチック遊具、芝生広場等が設けられた森林公園になっています。

<府民の森ほしだ園地>

広葉樹主体の森林公園で、森林浴やバードウォッチング等に適し、四季の移ろいを「星のブランコ（280mの人道吊橋）」から楽しむことができます。

<大阪市立大学理学部附属植物園>

日本の代表的樹林型を自然に近い形で展示しています。照葉樹林など約3万本の樹木が植栽され、家族連れでのハイキングも楽しめる植物園で、メタセコイヤの大木や多くの珍しい植物が見られます。

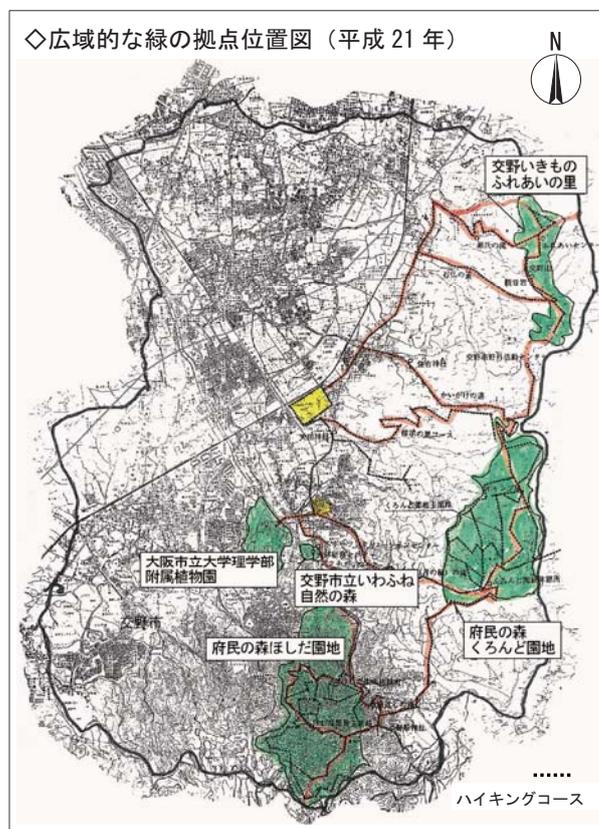
3) 各種レクリエーション施設の集客状況

上記各施設の平成20年度の年間利用者数は、以下のとおりです。

- ・ 交野いきものふれあいの里
9,378人
- ・ 交野市立いわふね自然の森
86,665人
- ・ 府民の森くろんど園地
約142,000人
- ・ 府民の森ほしだ園地
約441,700人
- ・ 大阪市立大学理学部附属植物園
42,516人

(平成21年3月31日現在)

◇広域的な緑の拠点位置図（平成21年）



4) 公共公益施設

公共公益施設の平均緑化率は約 19.1%で、緑化率を施設別にみると市役所等の庁舎が 31%と最も高く、給食センターが 8%と低くなっています。

また、施設別の高木本数は、小・中学校で多くなっています。

<公共公益施設の緑被状況>

幼稚園	小学校	中学校	給食センター
18%	15%	9%	8%
環境衛生施設	社会福祉施設	庁舎	市営住宅
21%	12%	31%	16%

5) 指定避難所及び一時避難地

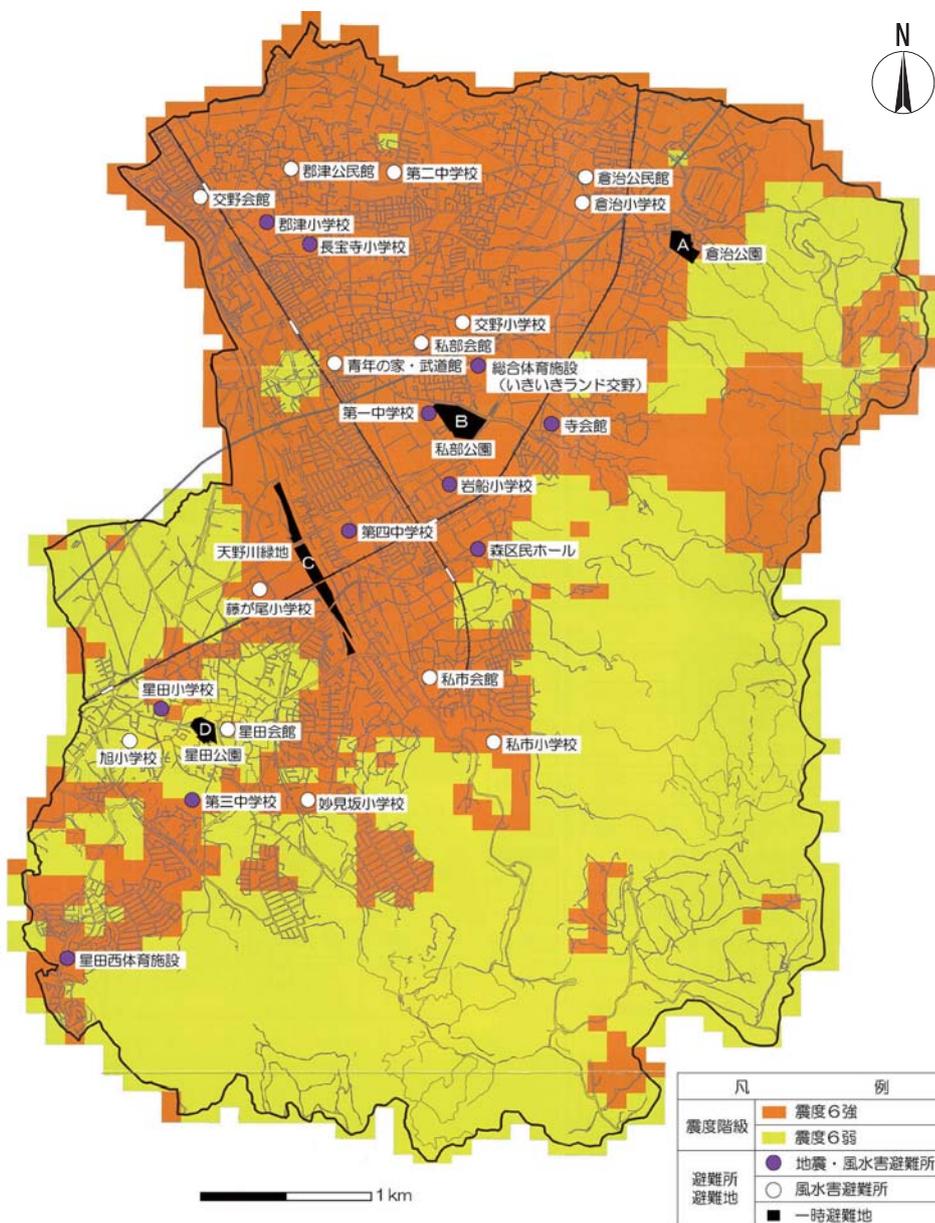
本市は、過去に集中豪雨や台風の大雨による土砂崩れ、河川の氾濫等の被害を受けています。これらは本市の地形・地質と深く関係するとされています。

また、生駒断層帯を震源とする地震や東南海・南海地震の発生が予測され、交野市に大きな被害をもたらす可能性があります。

このため、山地部・山麓部の保全や、阪神淡路大震災の教訓から市街地の防災機能強化が求められています。

「地域防災計画」において、市内の公共公益施設の多くを地域の避難所に指定しています。また、私部公園などの公園・緑地の 4 か所を一時避難地に指定しています。

◇生駒断層帯地震による震度予測の分布と指定避難所・一時避難地の位置
(平成 21 年 9 月)



《指定避難所》

- | | | | |
|---------------|------------|------------|-------------------------|
| ○ 交野会館 | ○ 青年の家・武道館 | ○ 私市会館 | ○ 星田会館 |
| ● 郡津小学校 | ○ 交野小学校 | ○ 私市小学校 | ○ 藤が尾小学校 |
| ○ 郡津公民館 | ○ 私部会館 | ● 第四中学校 | ○ 妙見坂小学校 |
| ● 長宝寺小学校 | ● 第一中学校 | ● 星田小学校 | ● 総合体育施設
(いきいきランド交野) |
| ○ 第二中学校 | ● 寺 会館 | ○ 旭小学校 | |
| ○ 倉治小学校 | ● 森区民ホール | ● 星田西体育施設 | |
| ○ 倉治公民館 | ● 岩船小学校 | ● 第三中学校 | |
| ● : 地震・風水害避難所 | | ○ : 風水害避難所 | |

《一時避難地》

- A 倉治公園
 B 私部公園
 C 天野川緑地
 D 星田公園

6) 歴史・文化資源

<街道>

東高野街道は、平安時代後期に高野山参詣が盛んとなり、都と高野山を結ぶルートの一つとして利用されました。

磐船街道は、枚方と生駒を結ぶ街道で、天野川沿いを南下する形で交野に入っています。

山根街道は、東高野街道の脇街道として、八幡で東高野街道と分岐し、交野の通称上の山（うえんやま）の辻で、再び合流します。

<歴史的建造物>

古くからの集落内には、国の重要文化財に指定されている北田家、山添家の建物があります。

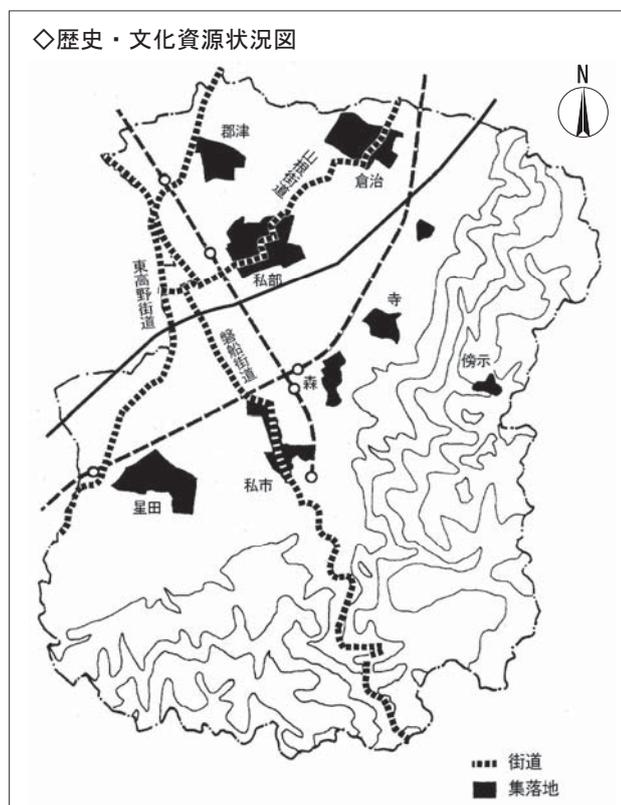
また、機物神社や磐船神社など広く市民に親しまれている歴史・文化遺産があります。

<道標・石像物・埋蔵文化財等>

古くからの集落を中心に、道標等が見られます。

<伝説・祭り>

本市には古くから星にまつわる伝説として七夕伝説や八丁三所が語り継がれ、星田や星の森といった地名、史跡などが多く残されており、これらにちなんだ文化活動やまつり・催しなども多く開催されています。



(4) 景観状況

1) 眺望景観

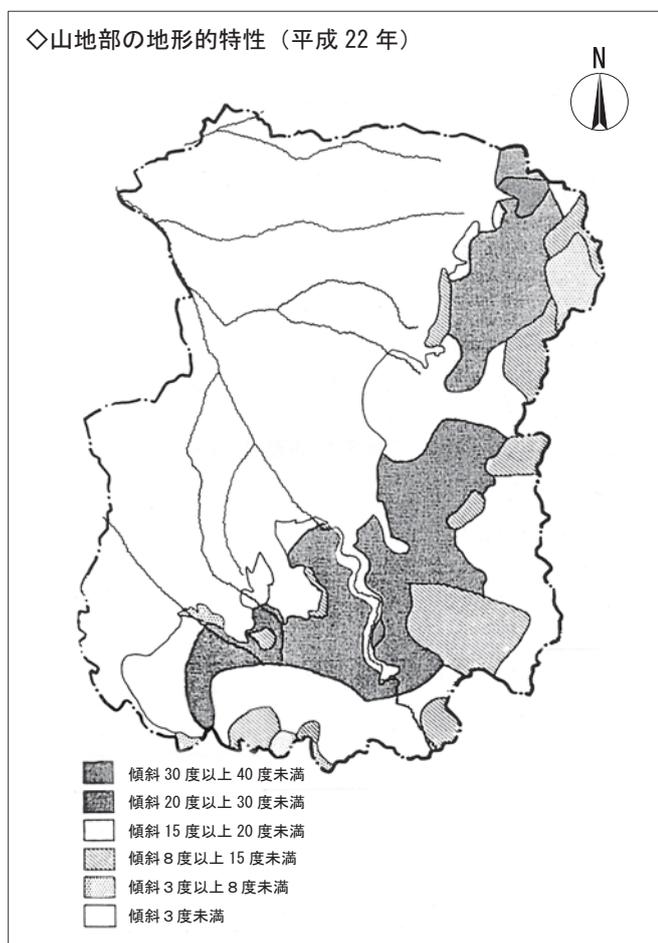
<緑の景観特性>

景観面では、山地部が大きな役割を果たしています。

山地の稜線によるスカイラインと手前に広がる田園空間が緑の景観の枠組みを形成するとともに、大きな特性になっています。

<眺望点>

山地に向かう道路は、急傾斜の谷筋を通過する形になっているため、市街地への眺望はほとんど望めません。交野山等の山頂部等からは、市街地への眺望景観が得られます。



<都市レベルの景観構造>

北部（A：市街地→山地 B：山地→市街地）

A：水田・果樹園の広がる田園とその背景となる山地から構成される田園景観が展開します。

B：交野山から市域全体を見渡せます。

中部（A：市街地→山地 B：山地→市街地）

A：水田の広がりとその背景となる山地から構成される田園景観が展開します。

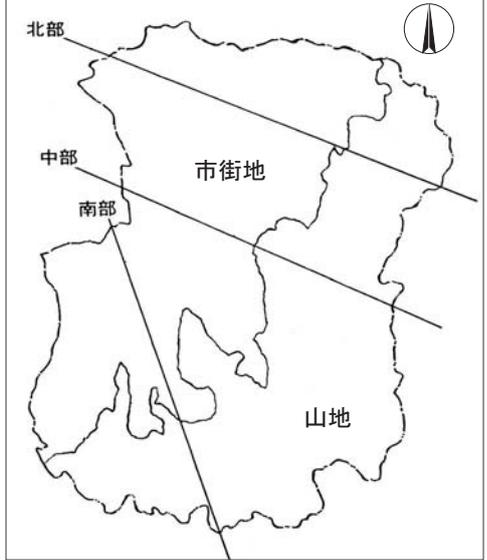
B：獅子窟展望台から市街地を見渡せます。

南部（A：市街地→山地 B：山地→市街地）

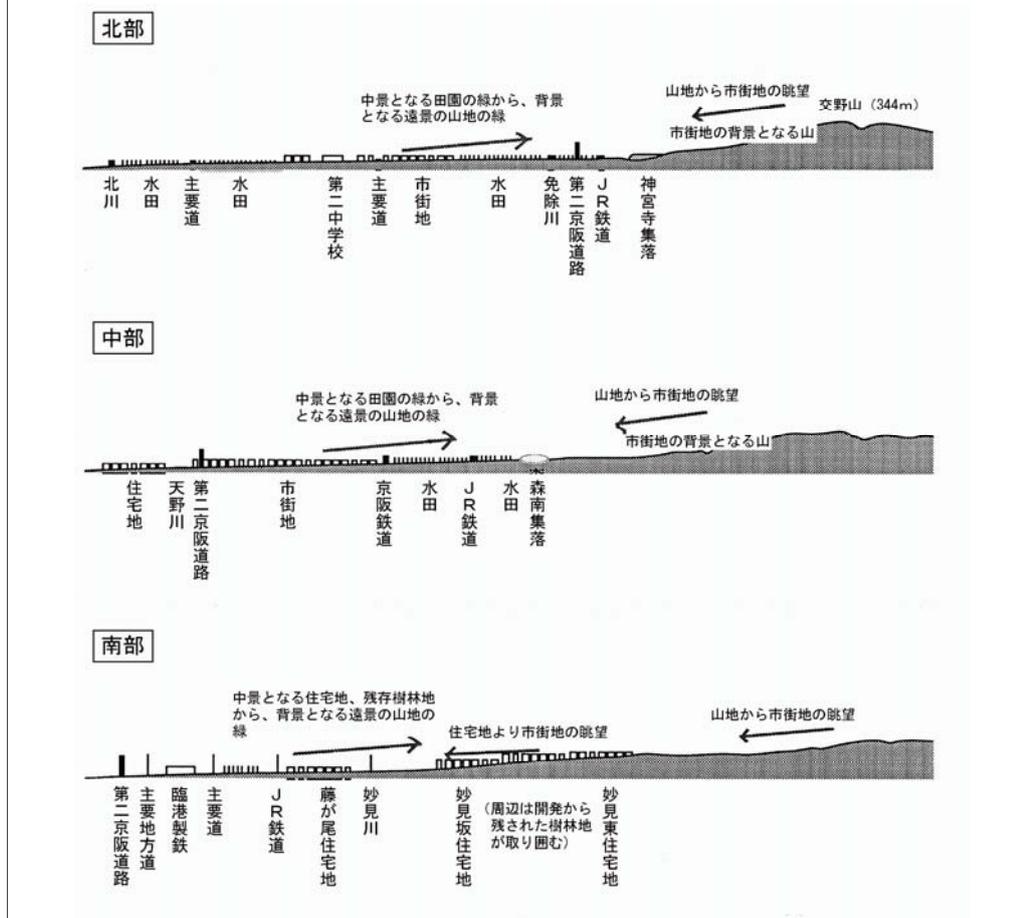
A：山裾部分の住宅地とその背景としての山地の風景が見渡せます。

B：山地から市街地を眺望できます。

◇都市レベルの景観構造断面位置図
(平成 22 年)



◇都市レベルの景観構造断面(平成 22 年)



2) 市街地景観

<景観類型>

本市の景観は、次のように類型化することができます。

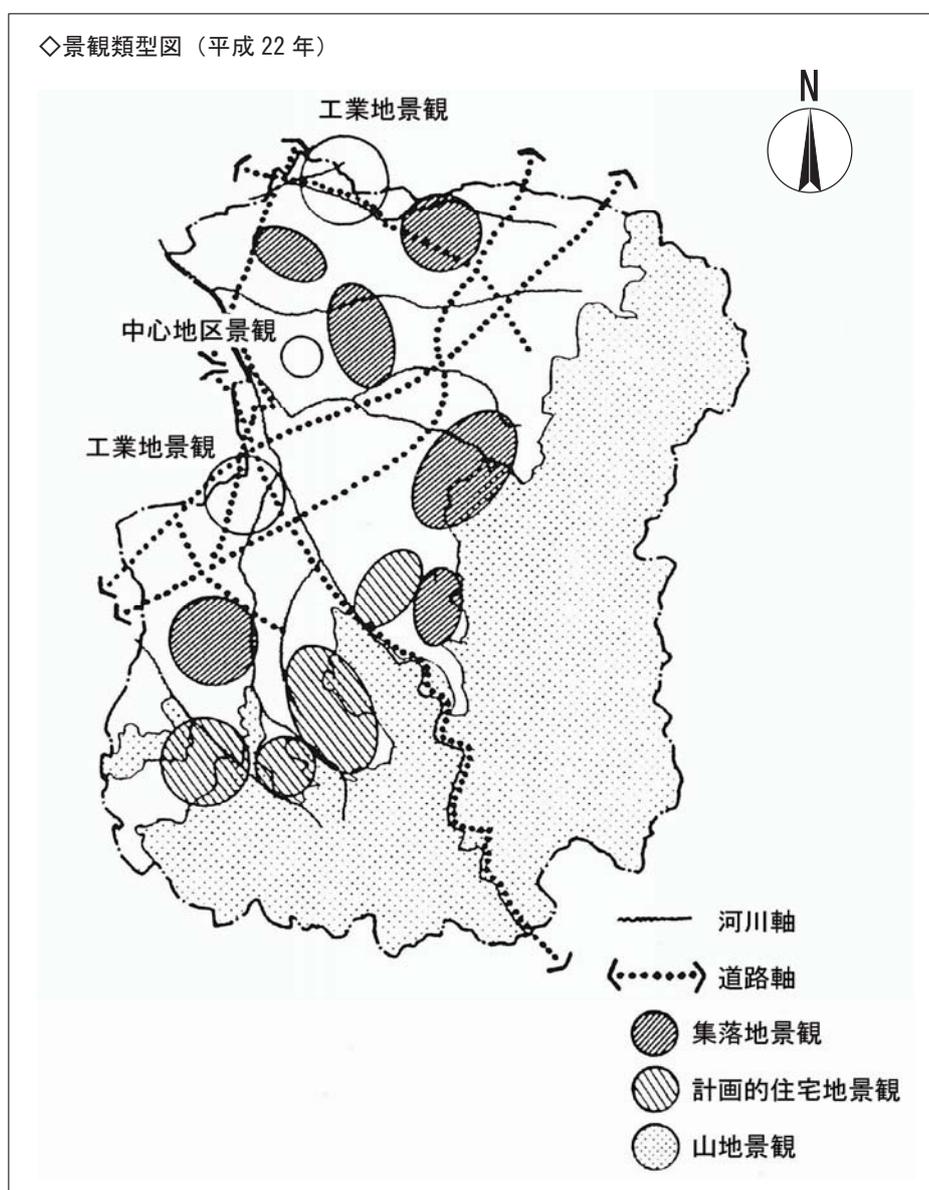
◆軸的景観（2類型）

- ・ 道路景観
- ・ 河川景観

◆面的景観（7類型）

- ・ 山地景観
- ・ 田園景観
- ・ 集落地景観
- ・ 中心地区景観
- ・ 計画的住宅地景観
- ・ 一般市街地景観
- ・ 工業地景観

◇景観類型図（平成22年）



<類型別の景観特性>

道路景観

沿道の土地利用状況によって相違しますが、平地部においては、「緑立つ道」第二京阪道路により緑の景観軸が新たに形成され、農地部では山地の緑と一体となった広がりのある景観を展開しています。

また、山地部が緑の屏風の役割を果たしています。

河川景観

平地部を流れる河川は、ほとんどが天井川で、親水性には乏しいですが、逆に市街地を見渡す貴重な眺望点になっています。

山地景観

稜線によるスカイラインの形成や山地傾斜部と手前に広がる田園空間から形成される農の風景展開が緑の景観の枠組みを形成しています。

田園景観

四季折々の緑の景観を提供しています。

集落地景観

自然素材の塀と敷地内の緑が調和した落ち着いたきと質感のある景観を形成しています。

中心地区景観

まちの玄関口に位置づけられますが、全般に緑が量的に少なく、シンボルとなる緑等も見られない状況にあります。

計画的住宅地景観

戸建住宅地は、敷地植栽が充実しており、比較的豊かな緑の景観を形成しています。

集合住宅地では、駐車場回りの緑化の充実が期待される状況にあります。

一般市街地景観

住宅を中心としたもので、日常的な生活空間としての緑によるうるおいづくりが期待されます。

工業地景観

緑の少ない景観を呈しています。

◇類型別の景観



道路景観



河川景観



集落地景観



中心地区景観



計画的住宅地景観

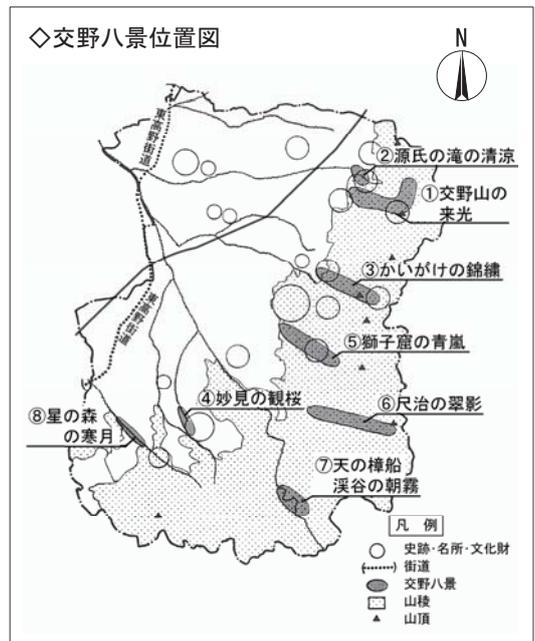


工業地景観

3) 交野八景

交野八景は、まちの豊かな歴史を大切に保存し、将来に伝えるため昭和 56 年に市民の投票により選ばれました。ほとんどが、山地の緑と一体となってイメージされるものです。

- ① 交野山の来光
- ② 源氏の滝の清涼
- ③ かいがけの錦繡
- ④ 妙見の観桜
- ⑤ 獅子窟の青嵐
- ⑥ 尺治の翠影
- ⑦ 天の樟船 溪谷の朝霧
- ⑧ 星の森の寒月



<①交野山の来光>

交野山は神の山と崇められたところで、山頂に通じる道には石仏が点在し、歴史の跡をしのばせています。頂上の観音岩に山岳宗教の名残の大梵字が残っています。



交野山の来光

<②源氏の滝の清涼>

源氏の滝周辺は、緑陰と一体となって夏には格好の納涼の場として、多くの市民で賑わう場になっています。



源氏の滝の清涼

<③かいがけの錦繡>

かいがけの道は昔、大和へ向かう人々を通った道で、沿道には柳谷や愛宕山、二月堂の伏拝などが、今もたたずんでいます。



かいがけの錦繡

<④妙見の観桜>

妙見川の堤が代表的な「桜」の名所として、市民の憩いの場になっています。

<⑤獅子窟の青嵐>

約1,300年前、金剛山の修験者が薬師浄土を開いたといわれ、境内には今も、「獅子窟」と呼ばれる巨石や修験場と思われる岩場が残っています。

<⑥尺治の翠影>

尺治川が翠の林を通り、「金剛（月の輪）の滝」となり、涼感のある風景を形成しています。

<⑦天の樟船 溪谷の朝霧>

天野川上流には、切り立った岩場や深い谷間を流れる壮観な河川景観が展開しています。特に「鮎返しの滝」は有名です。

<⑧星の森の寒月>

星田地区には3か所に星が降ったという「八丁三所」の降星伝説が伝わっており、星の森はその一つとして今も残っています。



妙見の観桜



獅子窟の青嵐



尺治の翠影



天の樟船 溪谷の朝霧



星の森の寒月

1-4 緑の保全・創出施策と市民意識

(1) 緑の保全・創出施策

緑の保全・創出施策は、次のとおりです。

施 策	内 容	根拠法令等
基金の設置	目的 ・都市の緑を計画的に保全又は創出し、人と自然が共存できる安全で快適なまちづくりを推進する。	交野市都市の緑基金条例 (S62年制定)
開発にかかる緑化	対象 1) 市域で行う全ての開発行為 ・敷地の10%以上の植栽用地 2) 開発面積0.3ha以上 ・面積の3%以上の公園を設置 3) 開発面積1ha以上 ・大阪府自然環境保全条例及び自然環境の保全と回復に関する協定実施要綱に基づき、樹林地等を設置 4) 建築物の敷地等における緑化を促進する制度 ・敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築 緑化計画書及び緑化完了書の届出	交野市都市開発指導要綱 都市計画法 大阪府自然環境保全条例 大阪府自然環境保全条例
市街地緑化推進のための指導・助成	1) 緑化樹配付事業 ・住民が協同して行う地域緑化及び公共施設緑化に対する樹木の配付 2) 美化緑化推進事業 ・駅前周辺緑地、公共公益施設等への草花の植栽と維持管理 3) 園芸相談 ・毎月第3木曜日に実施	大阪府緑化樹配布要領 交野市美化緑化推進要綱
自然環境の保全	目的 ・災害の防止や生活環境に寄与する里山の自然環境及び緑地の保全又は整備を図り、安全で快適な都市環境の形成や確保することを目的とする。 内容 ・保全里山、特定保全里山、景観保全里山、防災保全緑地、生活環境保全緑地、景観保全緑地の指定 助成 ・補助金の交付	交野市自然環境の保全に関する条例
地区計画制度	地区計画の決定地区(13地区、約161ha) ・地区施設緑地・緑道の計画 ・生け垣の奨励	都市計画法 建築条例※
生産緑地制度	市街化区域内農地の保全による良好な都市環境の形成を図る。	都市計画法 生産緑地法

※交野都市計画倉治結了地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例のほか各地区ごとに制定している。(平成22年時点)

(2) 市民意識と市民活動状況

1) 市民アンケート調査結果

平成 10 年 (1998) の「交野市民アンケート調査」による市民の「まち」や「まちづくり」に対する意識は、次のとおりです。

<生活環境全般の評価と定住意向>

居住地域の生活環境全般は約 7 割が「満足」「ほぼ満足」と評価しています。また、定住意向が高く、約 8 割が「住み続けたい」としています。そして、その理由として「自然・住環境の良さ」をあげています。

<交野市のイメージとこれからのまちづくり>

交野市のイメージは「水や空気のおいしいまち」「緑豊かな住宅都市」などが多くなっています。

そして、これらのまちづくりに必要な施策では、「自然環境の保全」「環境汚染対策」等が、また都市施設整備では、「道路・公園整備」が上位を占めています。

<今後参加予定の社会奉仕活動について>

「趣味・教養をいかした活動」に加え、「福祉・緑化等のボランティア活動」「環境保護等の社会活動」への参加意識が高まりをみせています。

<山地、自然の保全と活用について>

「山地、自然は、国・府・市で何らかの対策を講じるべき」という意見が多くを占めています。

2) まちづくりワークショップ結果

平成 11 年 (1999) 「交野のまちづくりワークショップ」による市民の緑に対する意識は、次のとおりです。

<緑についての基本的考え方>

- ・山裾を中心に市が買い上げ、多様に活用してはどうか。
- ・現状では山が荒れるので、下草刈りなどの管理が必要である。
- ・山の緑は、歴史をいかすなど積極的に保全すべき。
- ・ツツジ山づくり、サクラづくりなど市民参加の里山づくりを行ってはどうか。
- ・山地山林の保全のみならず、市街地内にも保全すべき緑が多い。
- ・整備というと人工的整備が多いが、現状の保全・保存も重要である。
- ・道路に関係する緑の増加をはかるべきである。
- ・ブロック塀から生け垣に整備する協定を結び、緑化推進に努めるべき。

<緑化の推進について>

- ・他都市に比較して自然環境が豊かなため、緑づくりがしやすいと思う。
- ・きれいな水を保全するという視点が必要。
- ・今ある緑を残し、どういかにかが大切。
- ・自然にふれあえる緑の交流拠点が必要。
- ・ヘイケボタルが見られる現在の豊かな自然環境を残したい。
- ・公園の維持管理や里山整備などに、子どもたちを積極的に参加させる。
- ・公園等の住民参加型の維持管理には行政との協力が必要である。

- ・学校教育の中で、環境教育や保全活動を充実させていく必要がある。
- ・市民の日常生活でも環境づくりに対する参加意識を持つことが必要。
- ・緑の顕彰制度があると、緑化活動の励みになる。

<公園・緑地について>

- ・子どもがボール遊びできる程度の手頃な広場的・多目的公園が必要。
- ・地区レベルでは公園が不足している。
- ・公園の計画段階から住民参加できれば、公園に愛着が持てる。
- ・河川沿いの緑道は、散策等の面からもよい。
- ・シルバー人材等のボランティア活動による樹木管理等が重要である。

<その他>

- ・地域活動として、河川・ため池の清掃、サクラの消毒等を行っている。
- ・子どもたちは、ボーイスカウト活動で山に親しんでいる。

3) 市民満足度アンケート結果

平成 22 年 (2010) の「市民満足度アンケート」による市民の緑に対する意識は、次のとおりです。

<環境について>

- ・自然保護・環境保護に万全を期して頂きたい。
- ・無秩序な市街地化を避けるような方策を立てるべき。
- ・交野の美しさ・住みやすさを守ってほしい。

<緑について>

- ・農地をはじめ、今の「緑」を減らさないでほしい。
- ・緑と農が豊かである交野らしさを核とした施策を推進してほしい。
- ・利便性よりも自然を多く残す施策を望む。
- ・交野の緑を守ってほしい。

<公園・緑地について>

- ・子どもたちが安心して遊べる広場を増やしてほしい。
- ・幼児がもっと遊べるように、もっと公園整備をしてほしい。
- ・公園の不法投棄ゴミを強く取り締まってほしい。
- ・子どもが安全にのびのび遊べる公園が少ない。
- ・公園に草やゴミが多くて遊べない。

<農地・農業について>

- ・地産地消の拡大を望む。
- ・農地を守ってほしい。



4) 市民活動状況

近年、本市においても自然環境に対する市民・団体の自主的な活動が、展開されつつあります。

<里山保全活動>

倉治地区や森地区の山地部で、里山の再生に向けた竹の伐採、竹炭づくり、ドングリの育成、ため池の修復などの活動が展開されています。

<河川保全活動>

天野川を中心とし、その流域において、清掃活動を主として、竹炭による水質浄化、ホタルの復活などの活動が展開されています。

<美化・緑化活動>

地域の公共空地などにおいて、草花の植付け、植え替え、水遣り、除草作業などの活動が展開されています。

1-5 緑のまちづくりに向けた課題

緑の状況や市民意識などから、本市の緑の役割・機能等を整理し、それらを視点
に山地部・田園部・市街地等の場所性を基本に、緑のまちづくりに向けた課題を整理
すると、次のようになります。

<視点・テーマ性>

- ・緑の直接的機能等
 - 環境保全・活用
 - レクリエーション空間提供
 - 防災性向上
 - 景観形成
- ・緑の間接的機能等
 - 歴史継承・文化醸成
 - まちの活性化
 - コミュニティ形成

<場所性>

- ・市域の大きな区分
 - 山地部
 - 田園部
 - 市街地

1) 環境の保全・活用

<山地部>

- ・山地の里山林としての保全と活用
- ・近郊緑地保全区域（国定公園を含む）以外の山地部での開発抑制

<田園部>

- ・農地のオープンスペース・生態空間としての保全
- ・無秩序な市街地の拡大防止

<市街地>

- ・河川・ため池等の生態空間としての保全、風の道等としての活用
- ・集落地の社寺林・屋敷林の保全
- ・市街地内の樹木・樹林地の保全
- ・山地部から市街地に至るまち全体としての緑のネットワーク形成

<第二京阪道路沿道>

- ・無秩序な市街地の拡大防止
- ・交流の空間をいかした緑のネットワークの形成

2) レクリエーション空間の提供

<山地部>

- ・山地のレクリエーション空間等としての活用
- ・山地のレクリエーション空間への玄関口のイメージアップ

<田園部>

- ・農地保全に向けたレクリエーション空間等としての活用

<市街地>

- ・レクリエーション拠点となる都市基幹公園の整備
- ・身近なレクリエーション空間の役割を果たす住区基幹公園等の充実
- ・教育施設の緑化充実やレクリエーション空間としての開放・活用

＜第二京阪道路沿道＞

- ・第二京阪道路高架下空間の活用
- ・沿道空地の利活用

3) 防災性の向上

＜山地部＞

- ・治山・治水から山地の保全
- ・砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の緑の保全

＜田園部＞

- ・農地の防災・避難空地等としての活用

＜市街地＞

- ・市街地内の農地・ため池等の保全や治水緑地等の配置
- ・一時避難地等の充実や避難路の整備とネットワーク化
- ・緊急避難や延焼防止機能等を発揮する身近な公園整備や道路緑化の充実
- ・市街地内の樹林等の保全緑地への指定と保全

4) 景観の形成

＜山地部＞

- ・景観上のスカイライン・背景を成す山地の緑の保全
- ・山裾の緩傾斜地における緑の保全
- ・良好な山地景観の保全

＜田園部＞

- ・山地部と一体となって広がりのある田園景観を構成する農地等の保全

＜市街地＞

- ・山麓部に位置する計画住宅地の前山の保全
- ・第二京阪道路を活用した緑の骨格的な景観軸づくり
- ・河川・道路をいかした緑の景観軸の形成
- ・市街地内の公共公益施設や民有地の緑化充実

5) 歴史・文化の醸成

- ・交野らしさを醸し出す歴史・文化資源の緑による顕在化とネットワーク化
- ・交野らしさを醸し出す交野八景や自然的風景地、社寺林等の保全

6) まちの活性化

- ・緑の空間の集客拠点としての活用
- ・緑の情報発信の充実
- ・環境教育の充実

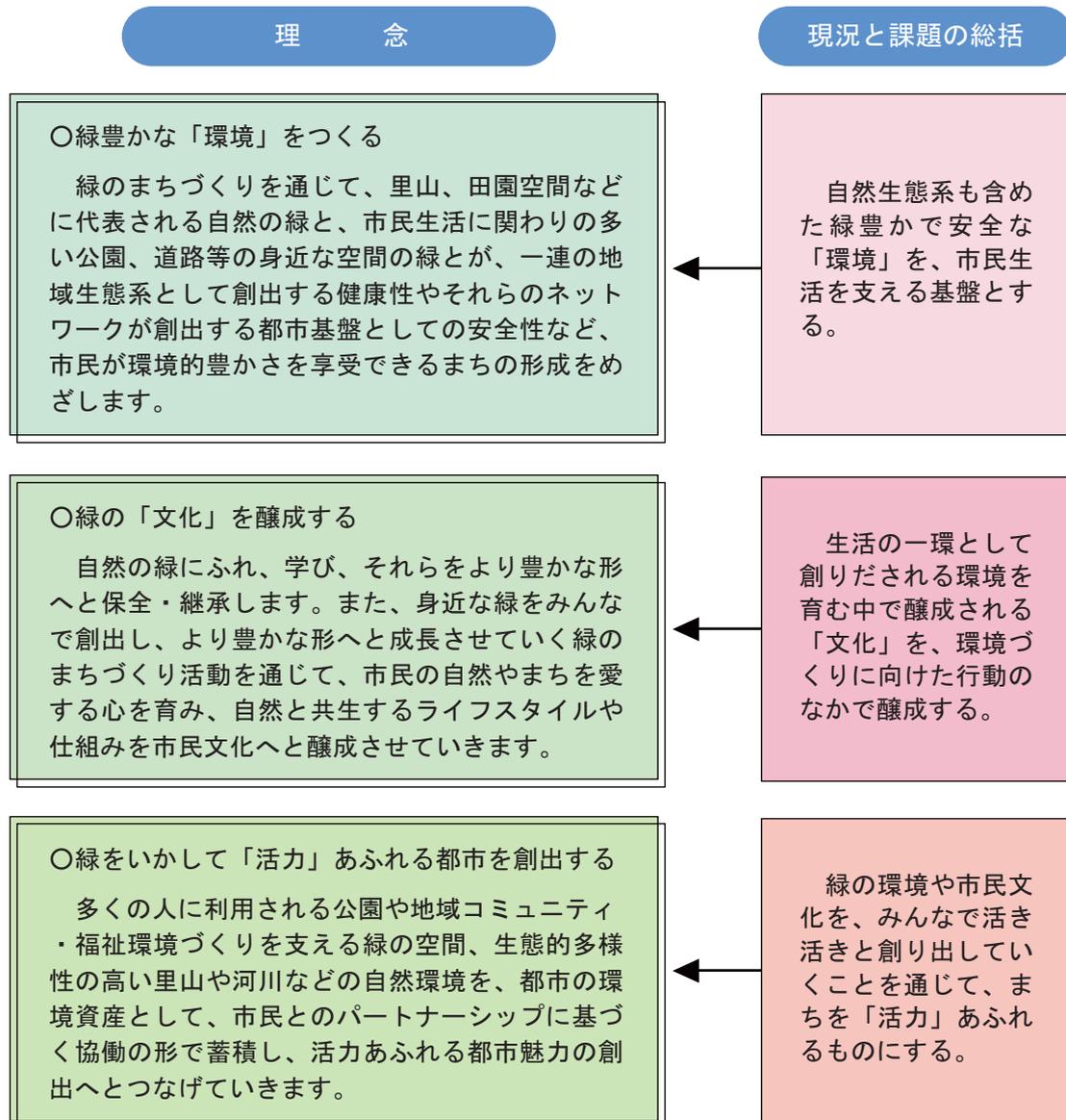
7) コミュニティの形成

- ・市民参加型の公園づくりの促進
- ・ため池、里山等の保全への住民参加の仕組みづくりと環境教育空間としての活用
- ・地域緑化・美化促進に向けた仕組みづくり

2. 緑のまちづくり目標

2-1 理念

緑のまちづくりを推進するための理念を、まちの現況や課題を踏まえて、次のように設定します。



2-2 基本方針

緑のまちづくり理念の実現化に向けて、緑の保全と創出をめざす「緑のまちを守る・創る」と、緑を愛しみ、それに参加する心を培う「緑のまちを育む」という2つの視点に基づいて、7つの基本方針を設定します。

—緑のまちを守る・創る—

(1) 交野らしさを象徴する緑の保全・活用

地形・歴史に支えられた山地・里山、田園、集落、天野川などの交野らしさを象徴する緑の資源として保全・活用していきます。

(2) 安全・快適な市民生活を支える緑の基盤づくり

市街地部を中心に官民一体となった樹林地等の保全、都市公園等の整備や第二京阪道路を活用したネットワーク化や花と緑のまちなみ形成を通じて、安全・快適な市民生活を支える環境の保全・整備をはかります。

(3) 里山の息吹を市街地に吹き込む緑のネットワークづくり

道路や河川等を市民の散策空間、施設のネットワーク空間、生き物の移動空間をはじめ、里山の自然の息吹を市街地に吹き込む水と緑のネットワーク形成軸として保全・整備をはかります。

(4) 活気あふれるまちを創出する緑の拠点づくり

山地部の緑の拠点や多くの人の集まる暮らしの拠点の整備・充実をはかり、交野市を特色づける緑の拠点へと育てていきます。

—緑のまちを育む—

(5) 緑のまちを育む人づくり

緑に関する市民意識の啓発や具体的な緑化技術の普及をはかり、緑のまちづくりを支える人づくりにつなげていきます。

(6) 緑のまちづくりへ参加する仕組みづくり

里山をはじめとした自然の緑にふれる機会の提供や緑に対する関心の高い人の育成など、緑のまちづくりへ参加していく気運を育む仕組みづくりをはかります。

(7) 緑のまちづくり活動を支えるシステムづくり

各種の市民参加型の緑のまちづくりやその活動を支えるシステムの充実をはかります。

2-3 計画のフレーム

本計画は「交野市総合計画基本構想」に即し、「交野市都市計画マスタープラン」に適合するものとすることから、将来人口や目標年次などのフレームは、次のように設定します。

また、上位計画の見直しや著しい社会経済情勢の変化などに応じて、本計画の必要な見直しを行います。

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、交野市全域（2,555ha）とします。

※市の全域が、都市計画区域になっています。

(2) 目標年次と将来人口

目標年次は、平成 32 年（2020）とし、将来人口を 80,000 人に設定します。

※目標年次及び将来人口は、「交野市都市計画マスタープラン」と同年次、同人口としています。



2-4 緑の将来像

(1) 緑の将来像

交野を代表する緑である里山は、かつて人々が落ち葉を田畑の肥料として、樹木を薪や炭などの燃料として利用することを通じて、人と自然が共生する生物多様性の高い自然をつくり出していました。そして、交野のまちは、その恵みを大いに享受していました。

石油、ガスや電気などが普及し、化学肥料の利用が広がるなど、私たちの生活形態が変わるにつれ、里山に人の手があることがなくなり、交野を代表する自然の緑の空間は、鬱蒼とした森への遷移や竹林の侵入などにより、生物多様性は低下し、人が近づきにくい状況になっています。

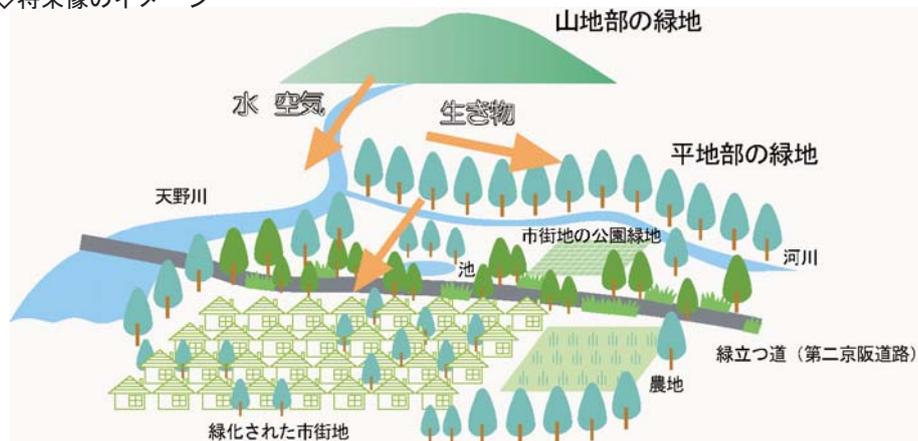
この里山を、市民の協力による適切な保全・管理、そして資源活用を通じて、多様な生物が生息し、各種の環境保全機能を発揮する豊かな森に再生させていきます。

そして、この里山の新鮮な水や空気をスムーズに市街地に引き込むために、河川空間等を主軸とした水と緑のネットワーク化をはかり、私たちの生活空間の近くまで里山の息吹を浸透させていきます。

このような暮らしの中で生み出された新たな息吹と里山の息吹とが合流し、やすらぎとうるおいのある生活環境の形成につながる「花と緑のまちづくり」をはかります。

里山の息吹がいきづく花と緑のまちづくり

◇将来像のイメージ



(2) 緑の将来像図の組立ての考え方

1) 交野らしさを象徴する緑

地形・歴史に支えられた交野らしさを象徴する要素である山地・里山、田園、集落、天野川の保全・育成をめざします。

<山地・里山>

交野市域のほぼ半分を占め、まちの背景を形成し、豊かな自然を支え、交野らしさを象徴する緑のシンボル空間

<田園>

山地と一体となって豊かな自然生態系を形成するとともに、山地と市街地をソフトにつなぐ緑の空間

<集落>

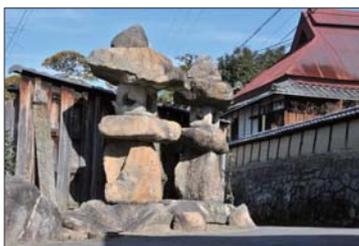
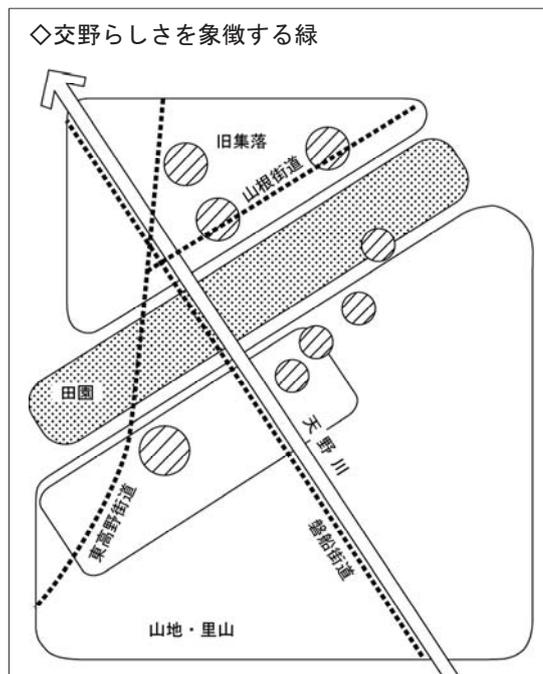
歴史・文化に支えられる形で保全され、次世代に継承していくべき資源

<天野川>

山地の自然や恵みを市街地に引き込み、都市を構造づけるシンボル河川

<街道>

全国的に知名度の高い東高野街道等の歴史的景観を象徴する集落と田園を繋ぐ緑の空間



2) 面的な緑（市街地の緑）

日常生活において、身近な市街地の緑を次のような形で充実し、快適でうるおいのある居住環境の形成につなげます。

<緑の交流拠点づくりとネットワーク化>

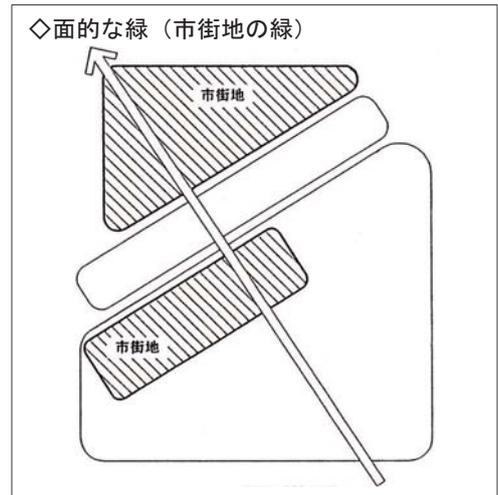
- ・都市公園等の整備
- ・都市計画道路や生活道路の緑化

<花と緑のまちなみ形成>

- ・敷地の緑化

<快適な都市環境の形成>

- ・ため池、樹林地等の保全



3) 線的な緑（道路・河川等の緑化、ネットワーク化）

道路や河川を水と緑のネットワーク空間として充実し、市民散策空間、施設のネットワーク化、生き物の移動空間形成につなげていきます。

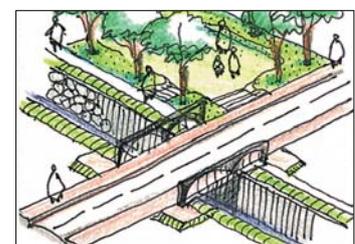
<道路や沿道の緑化による緑のネットワーク化>

- ・第二京阪道路（緑立つ道）、交野山手線、東高野街道、磐船街道等

<河川・水路の保全と水辺空間の緑化による緑のネットワーク化>

- ・免除川、星田妙見川、傍示川等

<河川と道路との交差点を基本とした緑のスポットの形成>



4) 点的な緑 (多様な緑の拠点等)

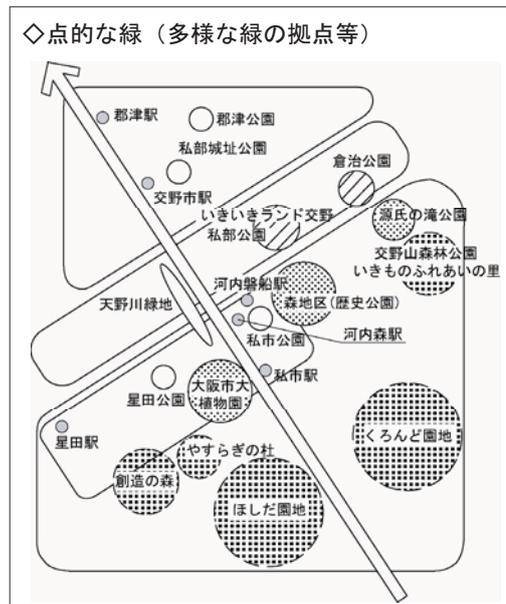
山地部の緑の拠点や、多くの人が集まる暮らしの拠点などの整備・充実をはかり、交野市を特色づける緑の空間へと育てていきます。

<交野を代表するみどりの拠点の整備・育成>

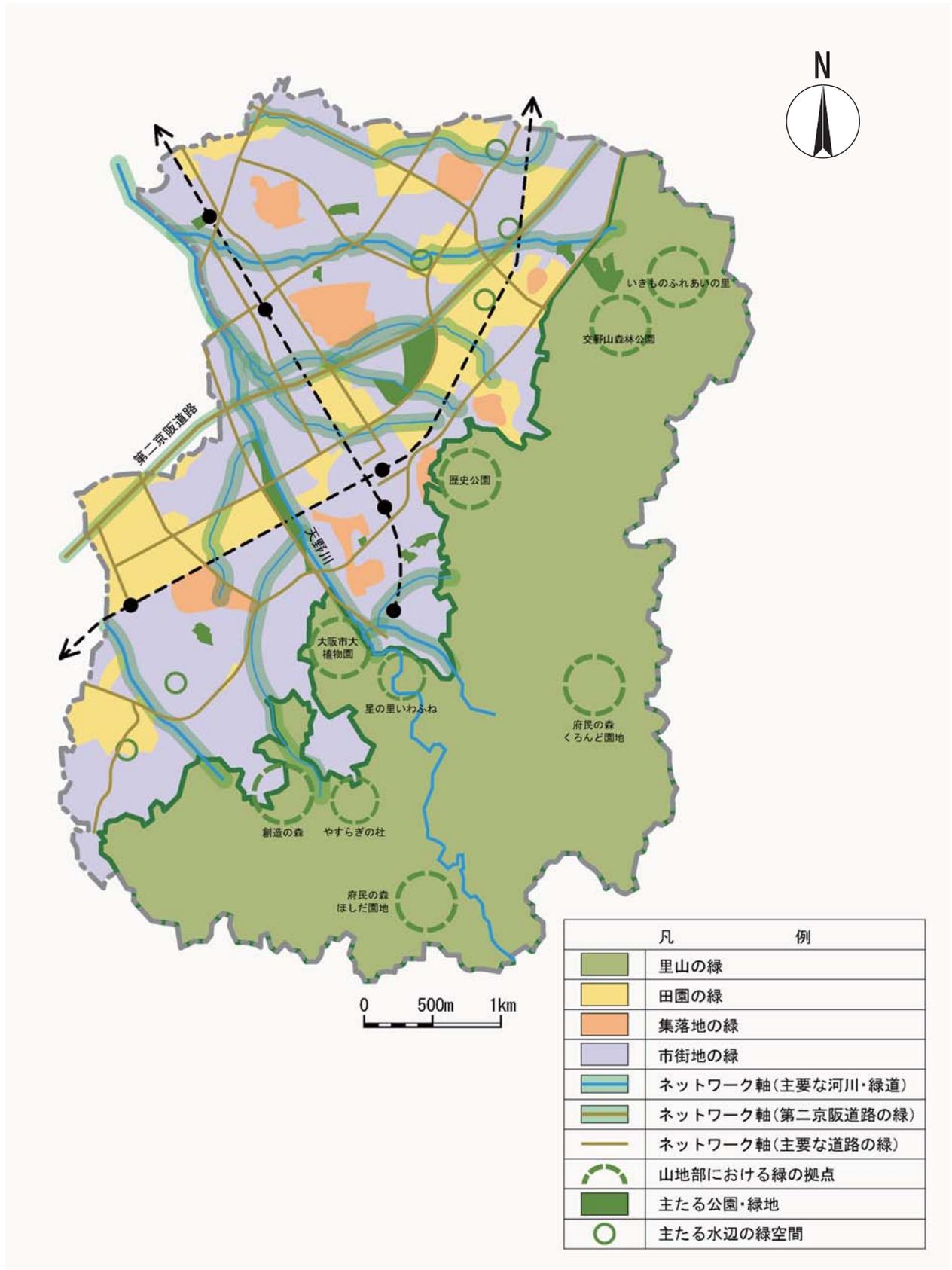
- ・山地部 : 交野山森林公園、いきものふれあいの里、府民の森くろんど園地、府民の森ほしだ園地、やすらぎの杜、創造の森
- ・山麓部 : 源氏の滝公園、大阪市大植物園、森地区 (歴史公園) *1
*1: 構想
- ・田園部 : 倉治公園、いきいきランド交野、私部公園 等
- ・市街地部 : 郡津公園、私部城址公園、私市公園、天野川緑地、星田公園 等

<多くの人の集まる暮らしの拠点の緑化>

- ・京阪交野線 : 郡津駅、交野市駅、河内森駅、私市駅
- ・JR片町線 : 星田駅、河内磐船駅



(3) 緑の将来像図



2-5 計画の目標

本市は、山地部の樹林をはじめ原野・牧野、農地、水面などの緑に被われた面積が、市域面積の約3分の2を占めており、緑に恵まれた環境にあるといえます。

この緑の大部分を占めている山地部の樹林地は、法規制などにより良好な自然的環境が保全されている地域制緑地となっています。また、平成20年には「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が施行され、253.69haの農地等が農空間保全地域に指定されています。この農空間保全地域を含めた地域制緑地と公園や広場などの施設緑地をあわせた緑地面積の市域面積に占める割合は、55.3%と量的には充足したものとなっています。これらの緑地は、将来的にも確保しつつ、その質的な向上、維持をはかりながら保全していくとともに、今後、法的な担保性の低い緑については、本市独自の条例などにより新たな地域制緑地として確保をはかり、適切な保全に努めます。また、平地部における公園などの施設緑地は、地域的なバランスや誘致圏などに配慮するとともに、新たな機能やニーズに対応した整備や改修を進めていきます。

- ※緑 : 樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地などで植物の緑で被覆された土地若しくは自然的環境の状態にある土地をいう。
- ※緑地 : 施設緑地及び地域制緑地をいう。
- ※施設緑地 : 公共施設として管理される都市公園や公園緑地に準ずる機能を有する公共施設をいう。
- ※地域制緑地 : 法律などにより土地利用を規制することによって良好な自然的環境を保全するもので近郊緑地保全区域や国定公園、農空間保全地域、生産緑地地区などをいう。

(1) 緑地の確保目標

緑地の市域面積に対する割合を59%以上確保することとします。

年次	平成22年(2010)	平成32年(2020)
市域面積に対する割合	55.3%	59%以上
緑地の面積	1,414.0ha	1,507.5ha以上

※市域面積は2,555haです。

○都市公園等の施設緑地の確保目標

本市の都市公園等の現況や地形特性等を勘案して、都市公園等の施設緑地として市民一人当たりの面積を概ね13㎡以上確保することとします。

年次	平成22年(2010)	平成32年(2020)
都市公園等の施設緑地 (市民1人あたりの面積)	概ね9㎡/人	概ね13㎡/人以上

※平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口は、78,470人です。

年次		平成 22 年(2010)			平成 32 年(2020)		
種別	項目	確保面積	市域面積	市民一人	目標量	市域面積	市民一人
		(ha)	に対する	あたりの	(ha)	に対する	あたりの
			割合(%)	面積 (㎡)		割合(%)	面積 (㎡)
施設緑地	都市公園 や公共施 設緑地	67.3	2.6	8.6	104.0	4.1	13.0
地域制 緑地	法又は条 例による もの	1,346.7	52.7	171.6	1,417.3	55.5	177.2
合計		1,414.0	55.3	180.2	1,521.3	59.5	190.2

(2) 緑化の目標

豊かな里山の息吹が、まちの中に流れ込み、うるおいとやすらぎのある花と緑のまちづくりをみんなで進めるために、次のように緑化の目標を定めます。

1) 公共公益施設の緑化

道路	快適な歩行空間の確保をはかりながら緑化を進めます
河川	河川敷を利用した遊歩道を整備し緑化を進めます
学校・庁舎等	敷地内及び接道部の緑化率を概ね 20%以上とします
環境衛生施設	敷地内及び接道部の緑化率を概ね 30%以上とします
社会福祉施設	敷地内及び接道部の緑化率を概ね 30%以上とします

※接道部：敷地内の道路に接する部分

※緑化率：敷地面積に対する樹林や芝生などで被われた面積の割合

2) 民有地の緑化

住宅地	生け垣などによる接道部の緑化を進めます
工業地	工場の敷地などの緑化を進めます
商業地	壁面緑化やプランターによる緑化を進めます

3. 緑のまちづくり施策

3-1 施策の組立ての考え方と体系

(1) 施策の組立ての考え方

施策は、基本方針（保全・整備・育成）や将来像を踏まえて、次のような形で組み立てます。

緑のまちを守る・創る（保全・整備）

良好な緑を保全する、あるいは新しい緑を整備しつつ、緑のまちを創出していくためのシステムを整理します。

施設は将来像に即して組み立てます。

● 将来像 ●

- 1 交野らしさを象徴する緑
地形・歴史に支えられる要素
(山地・里山、田園、集落、天野川)
- 2 面的な緑
(市街地部の緑)
- 3 線的な緑
(道路・河川等の緑化・ネットワーク化)
- 4 点的な緑
(多様な緑の拠点等)



緑のまちを育む（育成）

保全した緑や新しい緑を、市民が親しみを感じるとともに、交野市を特色づける緑に育てていくためのシステムの充実をはかります。

● 人づくり ●



● 支援システム ●



(2) 緑の空間の利活用施策と保全施策との連携

山地・里山や市街地の保全・整備には、「緑の空間として活用していくこと」と「緑の空間として保全していくこと」が一体となった仕組みが存在します。

そこで、施策では、このような仕組みに留意し、施策上の連携を保ちながら組み立てます。

緑の空間を利活用していく施策

市民が、里山等で自然の緑や多様な生き物の営み等にふれ、出会いを楽しみつつ、親しまれる緑のレクリエーションの場に育成する施設 等

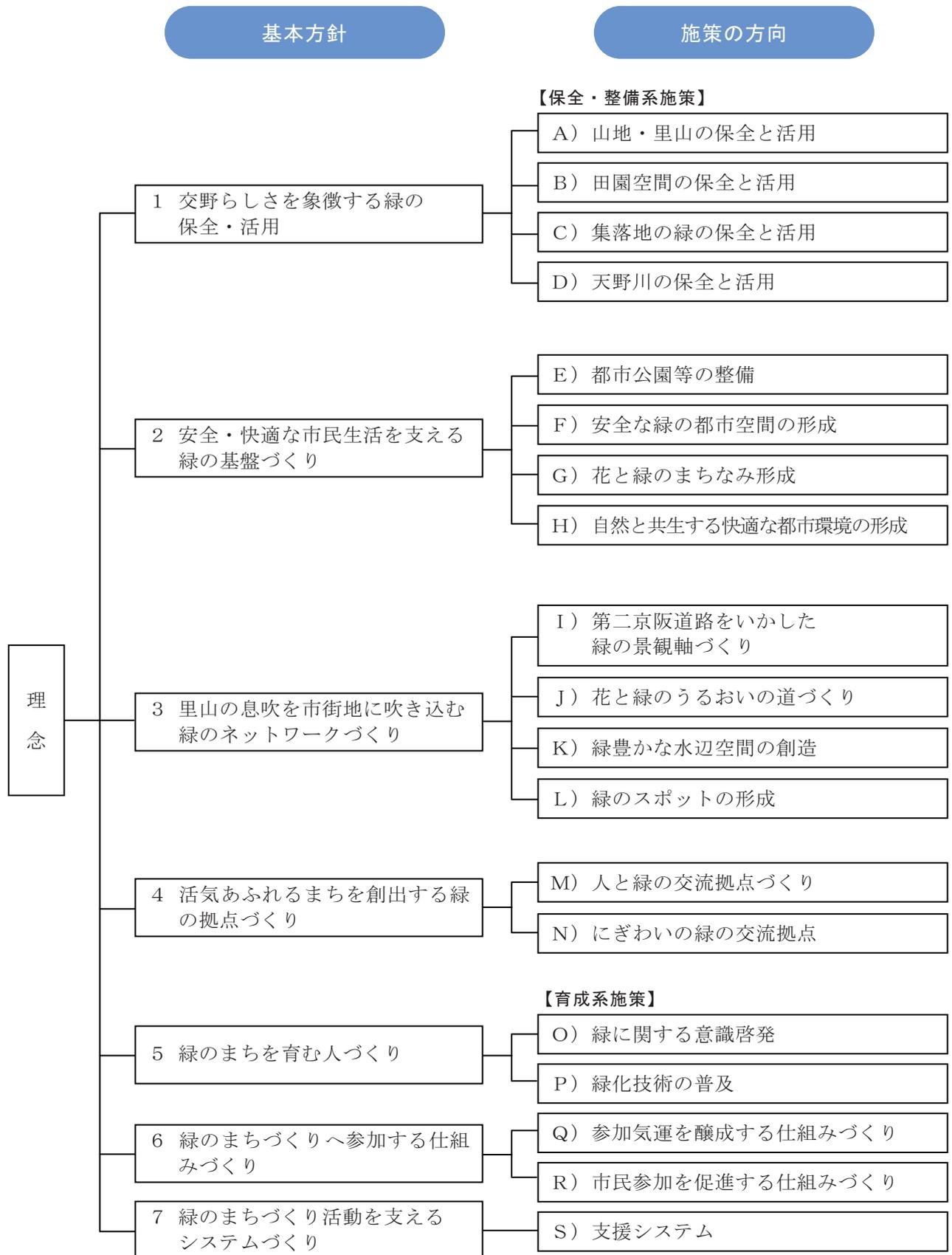


緑の空間を保全していく施策

市民が、美しい自然や多様な生態系をいつまでも維持する豊かな緑の基盤を保全・育成する施設 等



(3) 施策の体系



3-2 緑のまちを守る・創る・育む

(1) 交野らしさを象徴する緑の保全・活用

本市の地形や歴史・文化に支えられた山地・里山、田園、集落、天野川などは、交野らしさを象徴する緑です。

これらは形を変えながらも、先人によって永年守りつづけられてきたもので、ふるさとの原風景をとどめています。このため、これらの緑をできるかぎり保全し、活用をはかっていきます。

A) 山地・里山の保全と活用

市域の約半分を占める緑豊かな山地は、交野に暮らす人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、野鳥や昆虫など多様な生物生息空間、また保水や土砂災害防止、気象の緩和、大気浄化等の機能空間として、本市の環境保全に重要な役割を果たしています。

森林の植生は、大部分がコナラ・クヌギなどの二次林です。これらは、古くから薪炭用林や農用林として、人々の生活と深い関わりを保ちながら育まれ、生物多様性や環境保全機能の高い「里山」として維持されてきました。

しかし、近年の燃料革命、農業従事者の高齢化や後継者不足による農林業の衰退などから、里山は人との関わりを失い、樹木の密生化や竹林の侵食化が進み、生物の多様性や環境の保全機能の低下が危惧されています。

一方、山地は市民の身近な自然とのふれあいの場として、新たな役割の発揮が期待されています。

このため、山地を、里山が本来持っていた多様な機能を回復させるとともに、適正に維持管理しつつ積極的活用をはかり、次世代へより良い姿で継承していくべき交野の骨格となる緑として保全していきます。



整備された交野山森林公園



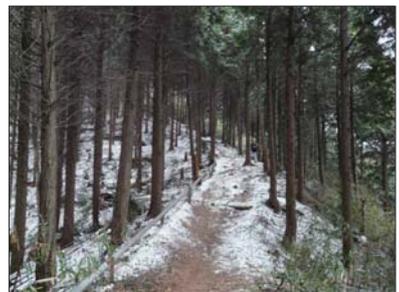
整備された竹林、森地区

1) 里山の保全

①法による指定の継続

里山の大部分は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域に指定され、その一部は自然公園法による国定公園（金剛生駒紀泉国定公園）や森林法による保安林にも重複指定され、保全されてきました。

このため、既存法制度による指定を継続し、地域制緑地として保全するとともに、その指定拡大に努めていきます。



交野山森林公園

②条例による指定の推進

山地部の樹林地は、里山が本来持つ多様な機能を保持・増進し、より良い姿で次世代に継承するために、交野市自然環境の保全等に関する条例に基づき、水源涵養及び土砂の流出防備又は都市景観形成に寄与する里山、生活環境又は都市環境の保全に寄与する里山、名所又は旧跡の風致保存に寄与する里山などを土地所有者の承諾を得て、保全里山、特定保全里山、景観保全里山として指定し、その保全施策を講じていきます。

特に、近郊緑地保全区域等の指定を受けていない里山は、市街地境界部に存在し、無秩序な市街地開発の対象になる可能性があります。これらの里山を良好な形で維持するため、「里山の保全に配慮すべき地域」と位置づけ、特定保全里山として指定を推進し、保全をはかっていきます。



市街地との境界部の里山

③自然環境保全等委員会の役割

里山や緑地が本来持つ多様な機能を保持増進するための施策を効果的に進めるために、専門的知識を有する者や市民などで構成する自然環境保全等委員会において、里山の指定など自然環境の保全等に必要な事項について検討します。

2) 里山の管理・活用

①管理活用計画の策定

里山を適正かつ継続的に保全していくため、土地所有者の意向や植生を含めた自然環境に関する調査を踏まえて、里山管理のあり方や活用方針など、管理活用の指針となる計画を策定していきます。



里山に関する調査・研究

②管理協定・管理委託協定の推進

指定された里山を適正に管理するため、土地所有者と管理協定を締結していきます。

また、市民が身近な自然とふれあう場として保全整備をはかるため、特定保全里山の土地所有者と管理委託協定の締結を促進していきます。

③里山保全団体による活動の拡充

里山の豊かな環境を維持していくには、適正な管理が必要です。しかし、土地所有者のみの管理にも限りがあるため、里山管理の知識・技術を有した市民のボランティア団体による里山保全活動が行われています。今後も里山推進養成講座等を通じて市民参加による里山保全活動の拡充をはかっていきます。また、大阪府アドプトフォレスト制度を活用し企業ボランティアによる里山保全活動の拡充もはかっていきます。



期待される里山保全団体の育成

④支援・助成の充実

指定された里山などの民有樹林地を土地所有者などが良好に管理するために必要な経費の一部補助や技術的支援などの助成制度の充実をはかっていきます。

⑤大阪府アドプトフォレスト制度の推進

大阪府が実施するアドプトフォレスト制度を推進し、荒廃した森林の広葉樹林化をはかります。

※アドプトフォレスト制度：

地球温暖化防止や生物多様性確保のため、大阪府が、希望する事業者と森林所有者の仲人となり活動場所を決め、荒廃した森林を対象に下草刈りなど森づくりの活動を行います。



アドプトフォレストの森林整備

B) 田園空間の保全と活用

山麓部から市街地にかけて広がる農地は、交野の都市イメージを形成する空間として市民の共通認識となっており、景観的にも重要な緑空間となっています。

また、市街地にも農地が今も多く残っています。これらの農地は、食物生産の場だけでなく、洪水調節、気象緩和などの良好な生活環境を確保する緑地空間、また多様な生物の生育・生息空間といった環境保全機能をあわせ持っています。

そのため、田園空間をつくりだしている農地は、農業者の意向を尊重しながら営農環境の保全に努めていきます。さらに、農業者や関係機関と連携しつつ、市民が身近に緑や土に親しみ、農とふれあう機会を創出するとともに、観光・レクリエーション農業の展開などの支援を通じて、農地の活用をはかっていきます。



豊かな自然を育む田園空間

1) 田園空間の保全

① 営農環境の保全

田園空間のもつ多様な自然環境保全機能を確保するため、市街化調整区域の農地は、農道・農業用水路などの基盤整備をはじめとする営農環境の保全施策を講じ、市街化区域内の農地は、生産緑地地区制度の適正な運用による営農活動の支援を通じて、保全に努めていきます。

また、第二京阪道路沿道地域の市街化調整区域については、無秩序な土地利用による営農環境の阻害を防止するため、土地所有者によるまちづくりを推進し、土地所有者の意向に配慮しつつ、営農環境の保全に努めます。

② 生産緑地地区の指定

交野市では、平成20年11月7日現在で71.0haの生産緑地地区を指定しています。今後も、生産緑地制度の適切な運用により、その保全に努めていきます。

③ ため池の保全

水辺生物や野鳥などの生物生息空間となっている灌漑用等のため池は、周辺の樹林地と一体となり貴重な水辺空間として、また田園風景を構成する要素として、その保全と活用をはかっていきます。

2) 田園空間の活用

① 市民農園等の促進

市民が身近に親しめる市民農園や観光農園など、市民参加型の農業活動を促進します。

② 体験農園などの提供

子どもたちが田植えや稲刈り等の農業体験のできる場として、小中学校周辺の市街地に残る農地を活用し、提供をはかっていきます。

③ フラワーファーム整備の支援

市民が草花とふれあえる場の提供として、休耕地を活用した、ひまわりやコスモス等の栽培の支援に努めます。



豊かな自然環境を保全する機能をもつ農地



水辺の生き物の生育空間となるため池



市民農園



子どもたちの農作業体験



フラワーファームとしての活用

C) 集落地の緑の保全と活用

交野の8つの集落には、道沿いに伝統的な民家や社寺が立地し、農村集落の落ち着いたまちなみを残しています。また、集落地内の神社・寺院などの建造物、遺跡等と一体となった社寺林、屋敷林、古木などの緑は、地域固有の風土、文化の形成と深く関わり、その地域を特色づけています。

そこで、災害の防止、やすらぎのある生活環境や景観形成に寄与するこれらの樹木・樹林の維持・保全をはかっていきます。



集落地内のまちなみ

1) 樹木・樹林の保全

① 条例による指定の推進

市街地に残る緑のうち、古木、生け垣又は樹林地等で生活環境の保全に寄与する緑地、また、神社、寺院等の建造物と一体となって風致保存に寄与する緑地などは、土地所有者の承諾を得て、交野市自然環境の保全等に関する条例に基づく防災環境保全緑地、生活環境保全緑地、景観保全緑地として指定の推進とその保全をはかります。



歴史・文化を継承する社寺林

② 法による指定の検討

市街地に残る樹木や樹林又は生け垣は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律による保存樹又は保存樹林としての指定を検討していきます。

③ 管理協定の推進

指定された緑地を管理活用計画に基づいて、適正に管理するため、土地所有者と管理協定を締結していきます。

④ 支援・助成の継続

指定された緑地などの私有樹林地を、土地所有者などが良好に管理していくために必要な経費の一部補助や技術的支援などに努めます。

2) 樹木・樹林を活用した緑のまちなみ形成

集落地内の社寺林、屋敷林、古木などは、神社や寺院などの建造物、遺跡等と一体の歴史的景観資源として保全継承し、地域の歴史・文化を学べる場として活用をはかるとともに、板塀や土塀などに囲まれた歴史的なたたずまいをいかしたまちなみ形成に努めます。



集落地内の樹林地

D) 天野川の保全と活用

天野川は、古くから地域と深い関わりがあり、市民に親しまれている河川です。

また、山地の自然や恵みを市街地に運ぶ水と緑のネットワークを構成する主軸河川でもあります。そのため、河川の環境整備を進め、市民が天野川に親しみを感じ、水辺に親しむ清らかな川として維持保全をはかっていきます。

1) 天野川環境整備計画の推進

天野川の治水向上と水質浄化等を、地域のまちづくりと一体となった河川環境整備を通じて達成することを目的に、上流の府域界から下流は淀川合流点までを対象とした「天野川環境整備計画」が策定されています。今後も、関係自治体と連携しつつ、本計画に基づく事業を推進していきます。

<基本方針>

- ・歴史と文化を育む緑軸を形成する。
- ・自然とのふれあいを大切にする水辺景観を形成する。
- ・市民の参加によりネットワークを形成する。

2) 水辺環境の保全と活用

自然的な親水護岸や周辺自然景観と調和した拠点施設やハイキング道の充実に努め、水辺環境の保全・活用をはかっていきます。

また、河川の維持管理では、市民や民間のボランティアによる清掃美化活動などを支援していきます。

3) 天野川緑地の整備

昭和 50 年に天野川と星田中川の合流点から私市橋付近にかけて、左岸沿い約 1.1 km におよぶ带状区域 4.0ha を天野川緑地として都市計画決定し、現在 3.2ha を整備しています。未整備箇所は、今後の河川改修や道路整備と連携しつつ、緑の軸にふさわしい形に整備していきます。

4) 天野川緑道の整備

天野川緑道は、天野川緑地を拠点に、両岸延長約 1.3 km の遊歩道が整備され、野鳥観察、散歩、ジョギング等の場として利用されています。

また、サクラ堤事業の一環としてサクラ並木が形成されています。今後、未整備箇所は、河川改修事業等と連携しつつ、市民交流空間として整備を推進していきます。



山地部の天野川



天野川の清掃



天野川緑地



天野川緑道

(2) 安全・快適な市民生活を支える緑の基盤づくり

E) 都市公園等の整備

公園・緑地は、レクリエーションの場としての機能、環境保全や都市景観形成機能に加えて、災害時の避難地や地域コミュニティ形成の場としての機能をあわせ持ち、市民生活に欠かせない施設です。

本市では、生活圏や配置バランスを勘案し、都市計画公園・緑地を9か所20.19ha都市計画決定し、平成21年3月31日現在で4か所・10.28haを整備しています。また、開発行為による公園等を22か所・5.31ha開設しています。

今後は、都市計画決定以降、未整備となっている身近な公園や自然・歴史的資源をいかした公園・緑地の整備をはかっていきます。整備にあたっては、レクリエーション、防災、景観、環境などのそれぞれの機能に配慮し、利用する市民の意向も把握しながら進めていきます。

また、新たに計画する公園・緑地は、誘致圏に配慮するとともに、水と緑のネットワーク形成を勘案し、適正な配置に努めます。

1) 都市公園の整備

① 街区公園

私部城址公園、井手内公園などの未整備の公園を整備していきます。

また、市民の身近なレクリエーションの場を確保するため、既存の広場などの公園機能の充実や、適正配置に配慮した街区公園の確保をはかります。

② 近隣公園

近隣住区単位でのコミュニティ形成の拠点となる近隣公園では、郡津公園、私市公園などの未整備の公園を整備していきます。これらの公園は、一時避難地として地域防災計画に位置づけていきます。

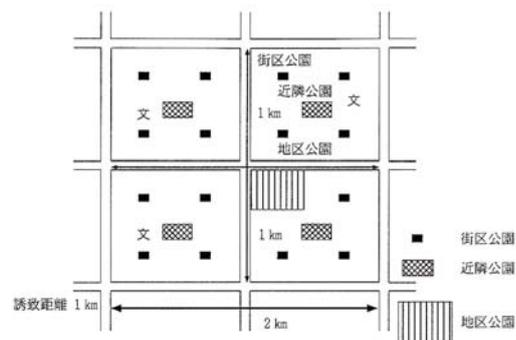
③ 特殊公園

自然風致の維持を目的とする風致公園である源氏の滝公園は、水辺部の整備が完了しており、今後は園内の樹林地と一体となった自然環境の維持・保全に努めます。

また、森地区では、森古墳群とその文化的風土の保全をはかりつつ、体験学習やレクリエーション利用にも供することができる歴史公園として計画を検討します。

④ 都市緑地

都市の自然的環境の保全や都市景観の向上を目的とする都市緑地である天野川緑地は、関連計画との調整をはかりながら整備をしていきます。



住区基幹公園の配置基準
(資料：公園緑地マニュアル)



源氏の滝公園

2) 市民ニーズに対応した公園整備

公園に対する市民のニーズも、健康づくり、人や自然とのふれあい・交流、歴史・文化とのふれあい等へと変わってきています。

また、公園施設の老朽化にともなって、公園機能そのものが周辺の地域ニーズに合わないものもあります。

このため、公園整備や再整備では、地域特性を基本に、市民意見を反映させていきます。



地域の特性をいかした公園

3) 高齢・福祉社会に対応した公園整備

少子・高齢化に対応して、公園が担う役割は、一層大きなものになってきます。このため、公園の整備や再整備にあたっては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化等をはかり、高齢者が安全に、使いやすい公園整備に努めていきます。

また園芸療法やリハビリテーション機能等の充実にも配慮していきます。



バリアフリー化した公園

4) 第二京阪道路沿道空地等の整備

第二京阪道路沿道に接する市有地について、自転車歩行者道の利用者のためのレクリエーションの場等としての利活用を検討します。

また、高架下の空間については、多目的広場やちびっ子広場等の利活用について検討します。

5) 市民参加による公園整備

身近な公園の整備や再整備では、ワークショップなどの市民参加の方法を取り入れ、利用者である市民が公園の計画づくりの段階から関わり、公園に対する愛着感を育みつつ、整備後の日常的な維持管理への参加につながる公園づくりに努めます。



都市公園整備に向けた住民参加のワークショップ

6) 公園の整備手法の検討

市街地部では、土地利用の状況などから公園用地の確保が難しい状況にあるため、借地による公園用地の確保などの整備手法を検討していきます。

F) 安全な緑の都市空間の形成

安全で安心できる都市空間を形成するため、災害防止や被害の拡大防止につながる緑を備えた防災空間の確保が必要です。

このため公園・緑地の防災機能の向上やネットワーク化をはかり、災害時における都市の安全性の向上に努めます。

1) 避難地となる公園の整備

防災活動の拠点や一時避難地としての機能や雨水貯留機能などを有する身近な公園を整備し、他の公共公益施設等との連携をはかり、地域防災機能の強化をはかっていきます。

2) 避難路となる道路・緑道

災害時の避難路や延焼遮断帯としての役割が期待される道路や緑道では、樹種を考慮した緑化や緑道の体系的な整備を進め、地域防災機能の強化をはかっていきます。

3) 避難所となる学校

小・中学校は広いスペースを有し、災害時の指定避難所として防災機能の強化が求められていることから、小・中学校と連携し、防災緩衝機能の充実に努めていきます。



避難路としても機能する緑豊かな生活道路



避難路としても機能する前川緑道

G) 花と緑のまちなみ形成

市街地において緑のまちづくりを進めていくには、まず多くの市民が利用する公共公益施設を緑の拠点として、質や量においてモデルとなるような緑化を進める必要があります。

また、市街地の大部分を占める民有地の緑化を推進するとともに、今ある緑を保全していくことも大切です。

特に、公園の整備事業や公共施設の緑化事業とあわせて、住宅地などの民有地の緑化活動を推進し、緑のまちづくりを全市的に広めるため、モデルとなる地区を緑化重点地区に設定し、集中的に緑化を進めていきます。



生活道路の緑化

1) 公共公益施設の緑化

①小・中学校

小・中学校は、市民にとって身近な公共施設であるとともに、地域の緑の拠点として、ゴーヤを用いた「緑のカーテン」、花壇の設置、校庭の芝生化、屋上緑化や学校の森づくりなどの手法を取り入れて、緑化を進めていきます。



星田小学校の校庭の芝生化

②庁舎・公民館等

市民の多くが日常的に利用する庁舎や福祉施設、集会所・公民館などの公共公益施設は、花木やプランター・花壇などによる緑化を進めます。

また、屋上緑化や壁面緑化などモデルとなるような緑化を検討するとともに、市民に親しまれる明るい空間となるよう工夫を凝らした緑化を進めます。



公共公益施設の緑化

2) 市街地の緑化

①住宅地の緑化

大規模住宅開発による計画的住宅地は、地区計画や建築協定などで良好な緑の環境が維持されています。今後も生け垣化を推進し、庭木や花などによる緑化の維持増進をはかっていきます。中層住宅団地はオープンスペースや駐車場の緑化を充実していきます。

一般市街地の住宅は、生け垣や玄関脇の植栽、プランター、ハンギングバスケットなどを活用した草花植栽による緑化を進め、花と緑に包まれたまちなみ形成につなげていきます。

※地区計画制度：住民の同意を得て、道路や公園、広場などの配置や規模、建物の用途や形態、敷地に関するものを地区レベルで取り決める都市計画の制度

※建築協定：土地の所有権、借地権を持っている人々が、その全員の合意により、区域を定め、その区域内における建物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠について、自主的にまもるべき基準を定めることができる制度



計画的住宅地の緑化



一般住宅地の緑化

②商業地の緑化

駅はそのまちなみの顔、玄関口ともいわれ、多くの人々が訪れ、集うことから、交野らしい個性ある景観形成が求められています。

このため、駅前広場などのオープンスペースにシンボルとなる樹木や、花壇・フラワーポットなどを活用した草花による緑化を推進し、駅前のイメージアップにつなげていきます。

また、駅周辺の商店街は、市民が日常的に集い、賑わいの場、市民の暮らしを支える場になっています。このため、歩行空間の確保に配慮しながら、それぞれの商店街の状況にあわせ特徴ある緑化を奨励し、賑わいのある景観形成につなげていきます。



駅前の緑化



駅前商業地の緑化（シンボル樹木）

③工業地の緑化

工場の緑は、労働環境や地域環境の改善、地域景観の向上などの役割を果たします。一方、本市では、中小の工場が多く、緑化スペースの確保が困難なところもあります。

このため、それぞれの工場の状況に応じて、緑化施設整備計画認定制度などを取り入れ、敷地外周部や接道部への植栽、屋上・壁面緑化などの創意工夫によって、緑の量の向上につなげていきます。



工業地の緑化

※緑化施設整備計画認定制度：

緑の基本計画において、緑化重点地区として定められた地区内の建築物について、敷地内の空地や屋上・壁面などの緑化施設整備計画を市町村長が認定し、支援する制度

3) みどりを保全・創出する制度の活用

民有地の緑化推進に向けては、市民合意による緑地協定制度、開発行為にかかる自然環境の保全と回復に関する協定制度や、樹木・樹林を保全する施策を活用し、緑地の保全や敷地外周部の生け垣化等の緑化促進等をはかっています。

※緑地協定制度：

一定区域内の住民の合意により協定を結び、樹木の種類や生け垣などについて住民同士が定める都市緑地保全法に基づく制度

※自然環境の保全と回復に関する協定：

1 ha 以上の規模で、住宅地の造成や事務所又は事業所の敷地の造成など自然環境に影響を及ぼす行為をしようとする者が、樹林地等の保全や植樹等の緑化などに関し、大阪府知事と協定を締結する大阪府自然環境保全条例に基づく制度

4) 緑化活動の促進

花と緑に包まれたうるおいのある生活空間を創出するため、市民一人ひとりが緑と関わり、緑を大切にし、守り育てていくことが必要です。

このため、行政区や自治会などの地域団体やその他の関係団体などの参加を得て、地域ぐるみ、組織ぐるみの緑化活動やボランティア活動の促進に努めています。

H) 自然と共生する快適な都市環境の形成

都市環境の調節機能を有している樹林地、田園、ため池等の保全をはかるとともに、これらの緑と市街地の公園・緑地を河川などでネットワーク化し、自然と共生する都市環境の形成につなげていきます。



風の道にもなる緑の河川空間

1) 環境調節機能の活用

樹林地やため池などの保全に努めるとともに、里山などからの冷涼な風を市街地に運ぶ風の道として、河川や道路の活用をはかるとともに、公園整備にあたっては、雨水の浸透性の確保、雨水の貯留施設などを取り入れ、環境と共生する都市の形成に努めていきます。



倉治公園のトンボ池

2) 多様な生物生息空間の形成

多様な生物の生息空間機能を持つ樹林地やため池等の保全をはかるとともに、学校などの緑化や公園整備にあたっては、多様な生物の生息・生育を支え、人と生き物とのふれあいを育む自然豊かなビオトープ空間を取り入れるなど、環境と共生する都市空間の形成に努めていきます。



剪定枝リサイクルによる堆肥づくり

3) 緑のリサイクル推進

街路樹や公園の植栽樹の剪定枝などは、堆肥材などの土壌改良材やマルチング（被覆）材として、リサイクルを推進していきます。

また、堆肥材については、民有地緑化を支援する観点から市民への配付に努めていきます。

さらに、公園等の整備、改修にあたっては、材料の再利用や現地発生材の活用をはかっていきます。



間伐材利用の椎茸づくり

(3) 里山の息吹を市街地に吹き込む緑のネットワークづくり

1) 第二京阪道路をいかした緑の景観軸づくり

第二京阪道路を交野市の新たな緑の環境・景観資源としていかし、緑の空間整備に努めます。

1) 緑の景観軸の形成

第二京阪道路の環境施設帯の連続する緑を、新たな緑の景観軸形成へとつなげていきます。

2) 新たな交流空間の形成

第二京阪道路の空間や自転車道などをいかし、レクリエーション活動や交流の空間としての活用を検討していきます。

また、環境施設帯の連続する緑と沿道周辺の緑道や公園・緑地との緑のネットワーク化をはかります。

3) 環境への取り組み

山地部から市街地へとつながる生き物の移動経路となる自然生態系ネットワークの維持に努めるとともに、沿道の生活環境の保全に配慮し、緑の持つ環境保全機能をいかした緑地の創出と緑化の充実をはかっていきます。

J) 花と緑のうるおいの道づくり

都市計画道路等の幹線道路を中心に、街路樹整備と民有地の接道緑化とが一体となった道路緑化を進め、うるおいのある景観や歩行者空間形成、避難路としての防災機能の充実、生き物の移動を支える環境共生空間の形成等につなげていきます。

1) 緑の都市景観の形成

緑豊かな道や沿道の草花は、人にうるおいとやすらぎを与えると同時に、まちの景観を整えてくれます。歩道幅員が広い幹線道路においては、道路緑化を進めるとともに、沿道の民有地緑化と一体となった緑豊かな都市景観の向上と維持に努めていきます。

2) 緑の歩行者空間の形成

緑豊かな道は人に安心感を与え、歩行を快適にしてくれます。歩道幅員が広い幹線道路においては、道路緑化を進め、市民の快適な移動や出会いを支える歩行者空間、また災害時における避難路として機能する緑の歩行者空間の形成をはかります。



緑の都市景観形成を支える道路緑化



人々の交流を支える緑の歩行者空間

3) 緑の環境共生空間の形成

多様な生き物の生息・生育空間である緑の拠点を結ぶ道路の緑化樹は、生き物の移動等を支えています。

今後も、環境と共生する役割に配慮した道路緑化を進め、環境共生空間としての機能の維持と形成に努めていきます。

K) 緑豊かな水辺空間の創造

市域を流れる中小の河川やため池は、里山からの自然の息吹を市街地へ吹き込む回廊、また生き物の生息・生育空間や移動経路となっています。そして、河川沿いの緑道は、市民の散策などに利用されています。

このため、今後も河川と一体となった緑化を進め、市民が水辺に親しめる緑空間の形成へとつなげていきます。

1) うるおいのある水辺景観の形成

河川やため池などの水辺がもたらす水と緑が構成する風景の保全をはかるとともに、市民にうるおいを与える景観の形成に努めていきます。

2) 散策できる水辺空間の整備

市民が身近に水辺に親しめる環境を備え、散策やジョギングなどを楽しむことができる場、また災害時の避難路として機能する空間として、河川沿いの緑化を進めてきました。

今後も、河川やため池の改修事業と連携し、河川沿いや池の周辺を利用した緑化を進め、河川やため池と一体となった水辺空間の維持と形成をはかっていきます。

3) 水辺の環境共生空間の形成

緑の拠点を結ぶ河川は、里山からの自然の息吹を吹き込み、多様な生き物の生息・生育・移動を支える生態回廊でもあります。

多自然型工法などによる河川整備と連携し、水質改善にもつながる緑化を進め、水辺の環境共生空間の形成に努めます。



道路の緑と民有地の緑が一体となって、生き物の移動を支える環境共生空間になる。



うるおいのある都市景観を形成する河川沿いの緑化

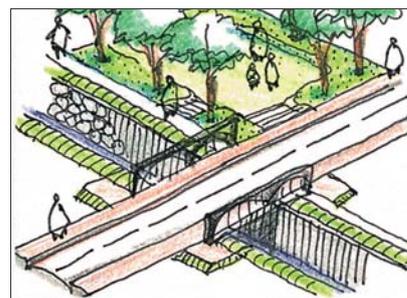


環境共生空間としても機能する緑の河川

L) 緑のスポットの形成

水と緑のネットワークを構成する道路と河川との交差部は、里山の息吹が市街地へ運ばれてくる中継点、また河川敷の遊歩道を散策やジョギングする市民が一息入れる場になります。

このため、河川沿いを利用した緑道整備に合わせ、橋のもとに緑のスポットを確保し、市民の交流スポットの形成をはかっていきます。



緑のスポットの整備イメージ

(4) 活気あふれるまちを創出する緑の拠点づくり

M) 人と緑の交流拠点づくり

山地部、山麓部、田園部、市街地部それぞれの特性に応じて、その場所にふさわしい楽しみが創出できる人と緑の交流拠点づくりをはかります。

1) 自然レクリエーションの拠点の適正な管理

山地部においては、いきものふれあいの里と交野山森林公園を一体化した自然観察や体験学習、ハイキングなど市民が自然とのふれあいを深め、自然の大切さを学び、身近な自然を満喫できる自然レクリエーション拠点の整備をはかってきました。

また、これらの拠点と野外活動センターや府民の森（くろんど園地、ほしだ園地）等の拠点をつなぐハイキングルートの整備・充実もはかり、ネットワークの強化に努めてきました。

今後は、それらの拠点及びネットワークについて適正な維持管理に努めます。



「府民の森ほしだ園地」



いきものふれあいの里（白旗池）

2) 歴史・文化の緑の拠点形成

山麓部においては、源氏の滝公園や、自然の趣や郷土の歴史文化を今に留める緑の拠点となる歴史公園等の整備をはかっていきます。

また、いわふね自然の森や大阪市立大学理学部附属植物園などと連携し、歴史・文化をテーマとした緑の拠点のネットワーク化をはかります。



大阪市立大学理学部附属植物園

3) スポーツ・交流・環境の緑の拠点形成

平地部においては、倉治公園、私部公園などの都市公園と社会教育施設であるいきいきランド交野との連携を強化し、市民がスポーツを通して交流を深める拠点にしていきます。

また、ため池や樹林地など良好な水辺環境を活用して市民が環境を学べる拠点づくりを検討していきます。



いきいきランド交野

4) 地域の特色をいかした拠点形成

市街地においては、郡津公園や私市公園ではため池などの自然特性を、私部城址公園や星田公園は史跡や文化財などの歴史・文化特性を取り入れた特色ある拠点を形成していきます。

また、今後も平地部に残る農地や樹林、ため池など地域の特色をいかした拠点の形成に努めていきます。



地域を特色づける星田公園

N) にぎわいの緑の交流拠点

多くの人が集まる駅前地区は、花と緑があふれる緑の空間を創出し、市民が交流するにぎわいのある緑の拠点形成に努めてきました。今後は、市民との協働により、その維持管理に努めます。

1) 魅力ある暮らしの拠点

市民の暮らしの拠点となっているJR片町線や京阪交野線の駅前周辺では、広場や公園などを中心に、その地区を特徴づける樹木や花の植栽によって、花と緑の豊かな魅力ある都市イメージの形成をはかり、にぎわいのある交流拠点とします。



郡津駅前を特色づける松塚公園

(5) 緑のまちを育む人づくり

○) 緑に関する意識啓発

緑のまちづくりを進めるためには、できるだけ多くの市民に緑への関心を高めてもらうことが必要です。

そのため、緑を大切にし、守り育てるための様々な意識啓発に取り組んでいきます。

1) 意識啓発

緑に関する理解を促すため、緑の役割や重要性、里山の植生や自然生態の仕組み等に関するパンフレット等を作成し、市民の緑に対する関心を高める意識啓発に努めていきます。



体験学習による緑に対する意識啓発

2) イベント開催

緑化意識の高揚をはじめ、里山保全活動や市民参加型の公園づくりなどを多くの市民にアピールしていくため、みどりの週間や都市緑化月間などにあわせたイベントの開催を検討していきます。



ボランティアによる花づくり

P) 緑化技術の普及

緑のまちづくりの推進に向けて、市民自らが緑化に取り組んでいくための先進事例の紹介や、緑化技術の普及に努めていきます。

1) 情報の提供

民有地や地域の緑化を進めていくため、緑化の知識や緑化技術に関するマニュアルの作成やホームページを通して緑化技術、緑化事例の情報提供に努めていきます。

2) 講習会等の開催

民有地や地域の緑化を進めていくため、花と緑に関する技術講習会や緑化相談の開催に取り組みます。



ボランティアによる花づくり

(6) 緑のまちづくりへ参加する仕組みづくり

Q) 参加気運を醸成する仕組みづくり

市民が緑のまちづくりへ参加するきっかけとなる機会の提供や顕彰制度の創設など、緑のまちづくりへの参加気運を醸成する仕組みを検討していきます。

1) 自然観察体験、農業体験機会の充実

自然観察や農業活動など、教育機関や農業関係者との連携をはかりながら、子どもたちや市民が自然や土とふれあえる機会の充実をはかります。



子どもたちの里山保全体験

2) 顕彰制度の創設

緑化推進への市民の参加気運を高めるため、自然環境の保全活動や都市緑化活動、緑のまちなみ形成などに尽力した市民・団体等の功労をたたえる顕彰制度の創設を検討していきます。

R) 市民参加を促進する仕組みづくり

緑のまちづくりへの市民参加を促進するための方法や仕組みを検討していきます。

1) 市民参加の定着化

緑地保全や身近な公園整備について、ワークショップやグラウンドワークなどの方法を取り入れ、市民が計画段階から参加し、整備後の管理・運営までを行政と協働しながら進めていく取り組みを進めていきます。



市民参加による花壇づくり

2) 人材と組織の育成

市街地の花と緑のまちづくりを進めるため、地域の緑化活動を進める人材の育成とボランティア組織の育成に取り組み、緑化推進団体へと発展するよう努めます。

また、里山の保全をはかるため、里山の保全活動を進める人材とボランティア組織の育成に取り組み、既存組織も含め、里山保全団体に発展させていきます。



里山ボランティアの育成

(7) 緑のまちづくり活動を支えるシステムづくり

S) 支援システム

市民や企業等が主体となった緑のまちづくりを支援するための仕組みについて関係他団体の制度も活用しながら、充実に努めます。

1) 活動の支援

緑のアドバイザーの派遣など技術的にサポートする体制づくりを検討し、里山の保全活動や地域の緑化活動を支援していきます。



里山保全活動

2) 制度の運用

地域の緑化活動等に対する助成制度の見直しを検討し、市民が主体的に取り組む活動を広く支援していきます。

また、条例に基づく管理協定及び管理委託協定制度を積極的に運用し、里山の保全活動を支援していきます。

3) 情報発信

里山の保全活動や緑のまちづくり活動など市民の取り組みを広く紹介するため、広報やホームページを活用、充実して情報発信していきます。

4) 活動の場の提供

市民が主体的に地域の緑化推進や里山保全などの活動に取り組むことができるように、地域の公共空地や山地部の市有地の提供をはかっています。

また、公園・緑地の維持・管理や運営などの取り組みについても奨励していきます。

管理委託協定の締結された特定保全里山の管理活用は、里山保全団体への委託を進めています。



里山ボランティアに対する活動の場の提供

3-3 里山の保全に配慮すべき地域

本市の山地部は、総合計画において『生命空間一命が息吹く：山地部は市民共有の財産として、これまで大切にしてきました。これからも、可能な限り自然のままに残し、生命感が醸し出される空間として維持していきます。』と位置づけられています。

そのため、永続的に保全する方策として、「交野市自然環境の保全等に関する条例」により、土地所有者等の承諾を得て、保全里山、特定保全里山、景観保全里山として指定し、その保全施策を講ずることとします。

国定公園や近郊緑地保全区域などに指定されている保全里山の区域は、今後もこの制度の適切な運用と条例による保全をはかっていくものとします。

特定保全里山の区域は、里山の保全に配慮すべき地域として、条例に基づく必要な施策を講じ、保全をはかっていくものとします。

(1) 保全に配慮すべき地域

山麓部は、古くから利用・管理されてきた里山で、生活様式などの変化から里山としての管理が行われず放置され、竹林の拡大や樹林の過密・巨大・高木化が進んでいます。

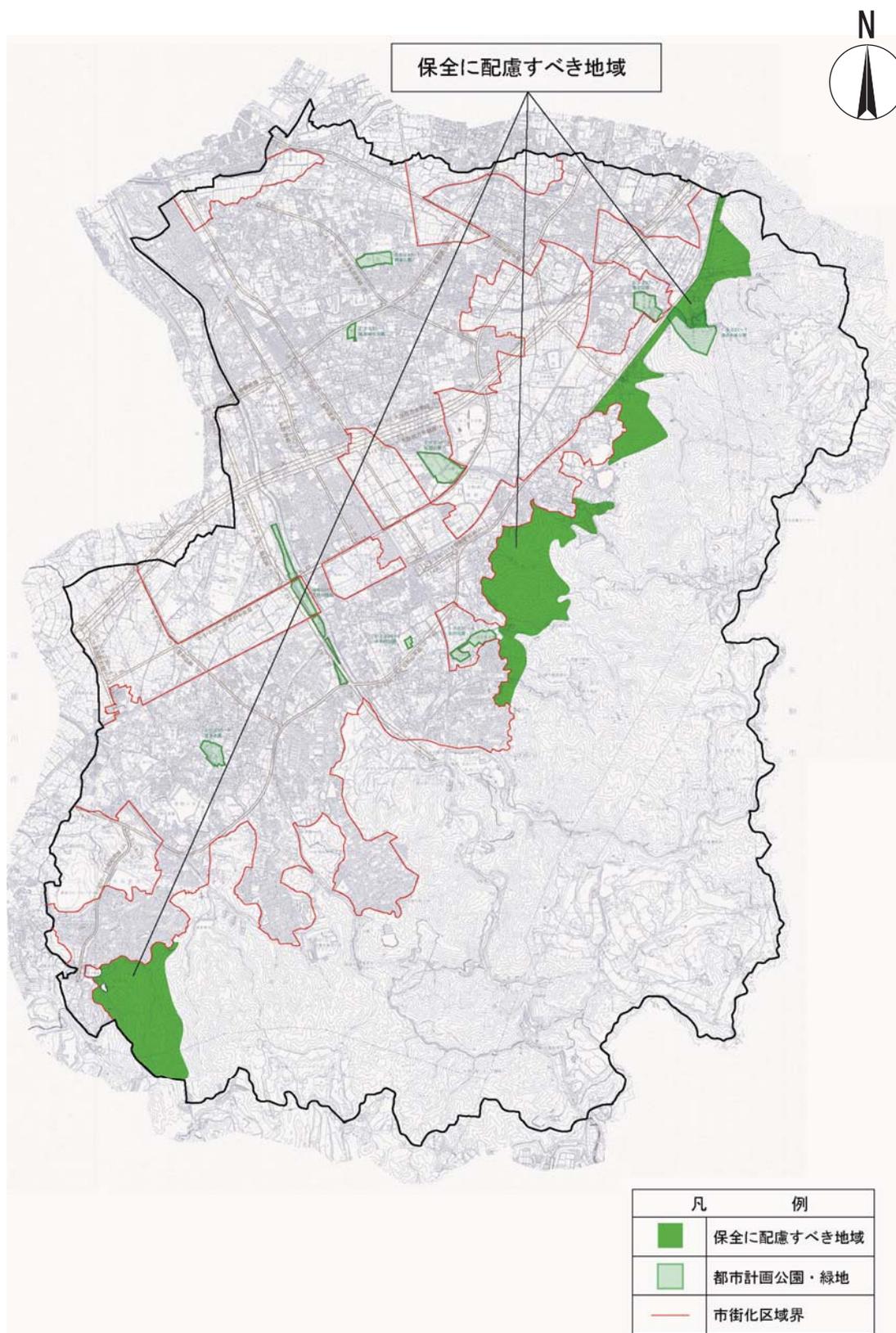
このため、人と自然との交流を通じて育まれていた生物の多様性などが失われてきています。これに対して、市民ボランティア団体等を中心に、それらの回復に向けて里山の保全活動が進められています。

一方、市街地との境界部に位置する里山では、無秩序な開発による緑地の減少や環境の変化が危惧されます。

このことから、この地域内の樹林地について、土地所有者等の意向や植生状況などを把握した上、生活環境又は都市環境に寄与する里山として、必要に応じ条例による特定保全里山に指定するとともに、管理協定を締結し、所有者と共に適切な管理を行って豊かな植生を維持・再生していきます。

また、所有者から管理委託を受けた特定保全里山は、市民ボランティア団体等の里山保全団体にその管理を委託し、管理活用計画に基づく計画的・経続的な保全を市民等との協働により、生物の多様性をもった明るい里山に回復させるとともに、人と自然が交流できる拠点ゾーンとして育成していきます。

◇保全に配慮すべき地域の位置図





3-4 緑化の推進を重点的にはかるべき地区

(1) 緑化重点地区

「緑化重点地区」は、本計画の理念をモデル的に具体化し、全市的な緑化意識の波及につなげるとともに、その地区が本市の骨格的な緑の一部を構成するよう、緑化重点地区整備事業による集中的な公園・緑地等の整備とあわせて市民・企業等の参加を得て、住宅地など私有地の緑化を推進していく地区です。

(2) 緑化重点地区の考え方

公園・緑地等の整備あるいは都市の緑化は全市的に進めていく必要がありますが、本市の緑の特性や都市特性などから当面、次の考え方に基づき緑化重点地区の候補地を抽出していきます。

- 駅前等都市のシンボルとなる地区
- 将来像のイメージを効果的に実現化することができる地域資源が備わった地区
- 具体的な事業計画の進捗にあわせて、環境の保全、緑の創出、緑化をはかる必要があり、またその実現性の高い地区
- 公園整備などの緑化に関して、市民が主体的に取り組むなど緑化活動が顕在化している地区

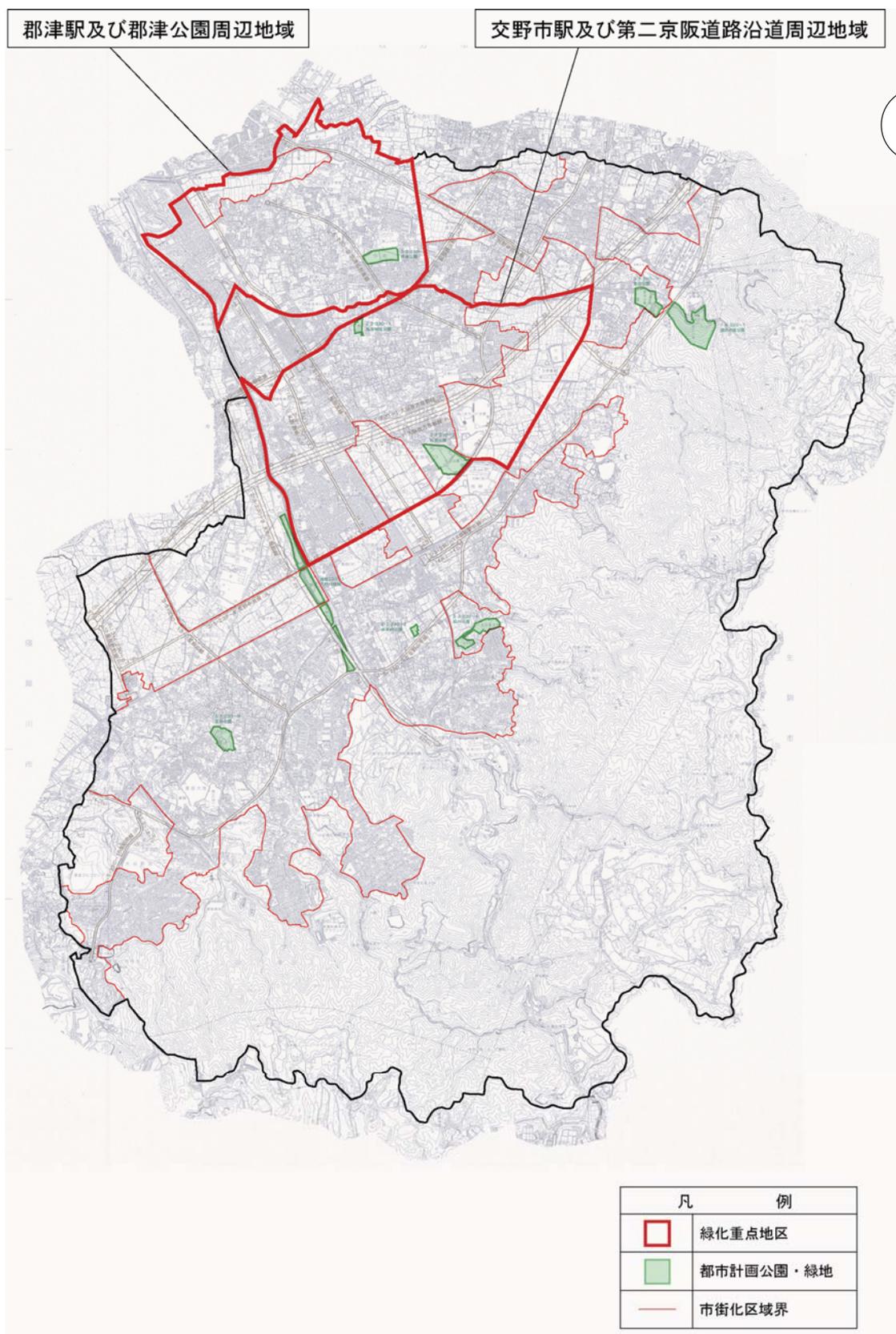
(3) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の考え方に計画の熟度などを含めて総合的に勘案し、「交野市駅及び第二京阪道路沿道周辺地域」、「郡津駅及び郡津公園周辺地域」の2地区をモデル的に施策を展開するため緑化重点地区に設定します。

今後、これらの地区の緑化推進計画は、市民参加の手法を取り入れて、検討していきます。

なお、他の地域においても事業の必要性や優先度、市民の緑化意識などを勘案して適宜緑化重点地区の追加、変更を検討していきます。

◇緑化重点地区の位置図



1) 交野市駅及び第二京阪道路沿道周辺地域

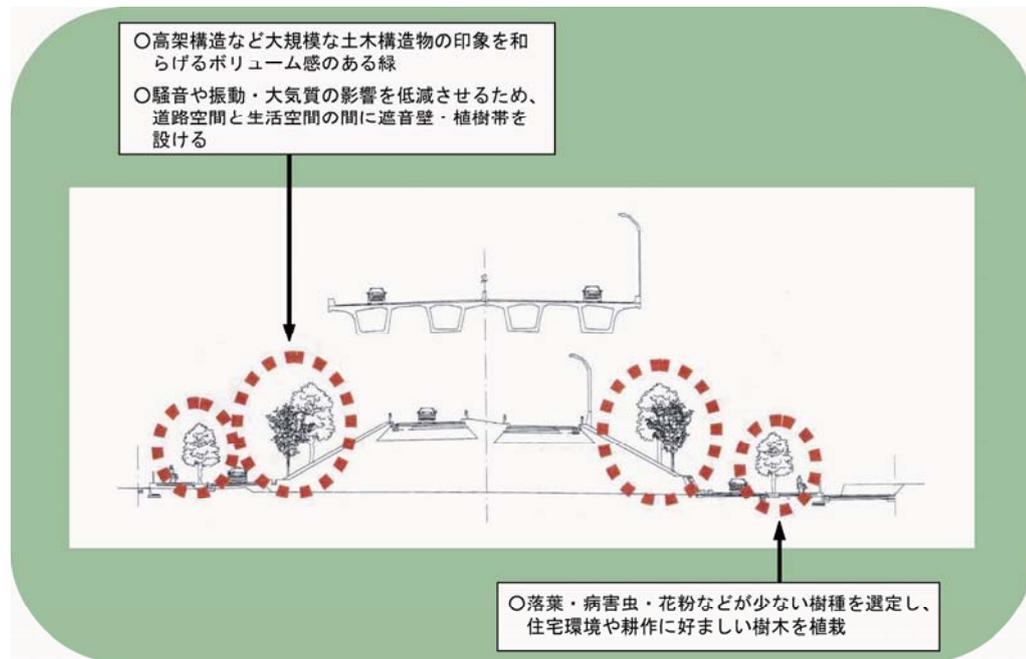
この地域は、本市の中心となる地域で、その玄関口である交野市駅周辺には、商業施設や事務所が多く立地するとともに、交野市役所や青年の家などの市民が日常的に利用する公共公益施設が集積するなど、市民生活の拠点になっています。

また、地域の中央部を貫通する第二京阪道路は、大阪・京都を結ぶ新しい大動脈で、本市の道路ネットワークの骨格となるものです。この道路とJR片町線との間には今なお多くの農地が広がり、緑豊かな景観を形成しています。

そこで、この地域では、駅前広場やアクセス道路沿道の緑化、また市民が日常的に訪れる機会が多い公共公益施設の緑化を充実させ、緑豊かなまちづくりへつなげていくとともに、緑化に対する取り組みを市民にアピールしていきます。

また、第二京阪道路沿道周辺地域については、自然環境や生態系に配慮しつつ、その環境施設帯をいかし、ホルトノキやヒラドツツジなどを植栽し、沿道の民有地の緑と一体となった「緑立つ道」にふさわしい景観の形成に努めます。

◇第二京阪道路の緑化



<緑化の方向性>

- ・都市計画公園私部城址公園の整備
- ・第二京阪道路（環境施設帯）による緑の景観軸の形成
- ・第二京阪道路沿道における公園・緑地の整備促進
- ・公共公益施設の緑化推進
- ・駅前広場の緑化推進
- ・都市計画道路私部西線沿道の緑化推進

2) 郡津駅及び郡津公園周辺地域

この地域は、がらと川、天野川、免除川など里山の豊かな自然の息吹を市街地へ運ぶ河川に囲まれた地域です。

地域北部の工業地は、都市計画道路とがらと川周辺に中小の工場や倉庫などが集積しています。

地域東部は、郡津公園計画地と第二中学校を中心とした住宅地です。

地域中央部は、集落地で郡津神社、明遍寺の社寺林、民家の生け垣や屋敷林などにより歴史的な景観を形成しています。地域南部は、免除川沿いに公園、緑道、小学校など地域の緑の拠点や農地が残る住宅地です。

地域西部は、京阪交野線と天野川に挟まれて、府営の住宅団地と戸建て住宅の整然としたまちなみが形成され、郡津駅前ロータリーの花壇は、市民の手によって四季折々の草花が植えられ、地域にうるおいを与えています。

これらの地域を囲む河川沿いの緑化を充実するとともに、拠点となる郡津公園や身近な公園などを市民参加の手法による整備・改良をはかり、公共公益施設、駅前広場、住宅地や工場などの緑化推進に取り組み、水と緑のネットワークを形成します。

このモデル的地区事業によって、花と緑にあふれたまちづくりの推進を他地区への波及につなげていきます。

<緑化の方向性>

- ・河川沿いの緑化推進による水と緑のネットワークの形成
- ・都市計画公園郡津公園の整備
- ・身近な公園の整備・再整備
- ・公共公益施設の緑化推進
- ・駅前広場の緑化推進

(4) 緑化推進地区

市街地において、市民が主体となって民有地の緑化等に積極的に取り組む動きのある地区を「緑化推進地区」と位置づけ、その活動の支援を行うとともに要件を充足する地区については、適宜緑化重点地区としての対応も視野に入れていきます。

緑化推進地区のイメージとしては、次のようなものが考えられます。

- ・新しく開発される住宅地で、建築協定や緑地協定制度などを活用して民有地の緑化に地域ぐるみで取り組む地区
- ・一般住宅地や集落地で、緑地協定や地区計画制度などを活用して民有地の緑化に地域ぐるみで取り組む地区
- ・身近な公園・広場の緑化、またその管理・運営や住宅地の緑化に地域ぐるみで取り組む地区
- ・住宅や敷地規模の大きな屋外駐車場などの接道部で、生け垣による緑化に地域ぐるみで取り組む地区
- ・駅前等の商店街で、商店主が協力して特色ある緑化に取り組む地区
- ・工業地などで、企業が協力して地域緑化に取り組む地区

4. 緑のまちづくり施策の推進に向けて

4-1 推進方策の確立

(1) 推進のための計画の策定

この基本計画を計画的に推進していくため、市民ニーズや事業効果等を考慮して、段階的に実施する施策を中心として実施計画を策定していきます。あわせて、緑のまちづくり施策の進捗状況や目標の達成度などを把握し、その進行管理に努めていきます。

また、緑化を重点的に推進していくための計画、地域の身近な公園や緑化のための計画などは、その地域の計画として市民参加の手法を活用しながら策定していきます。

交野市自然環境の保全等に関する条例に基づく管理活用計画については、土地所有者、市民、自然環境保全等委員会の意見を反映させながら策定していきます。

(2) 制度の充実

社会経済情勢の変化に対応して、緑のまちづくりに関する新しい整備手法、誘導基準、助成制度などを見直すとともに、緑化に関する制度の充実をはかっていきます。

また、緑に関わる諸制度について、その制度の改善がはかれるよう国や大阪府へ要請していきます。

(3) 財源の確保

緑を保全・創出していくためには、その用地取得や公園・緑地の整備、街路樹などの植栽に費用を要します。また、市民共有の緑の資産が増えれば、その維持管理に費用も増加していきます。

このため、協定制度や借地制度などの活用、市民参加による維持管理の充実などをはかり、経費の軽減に努めるとともに国庫補助金などの確保に努めていきます。

また、都市の緑基金やふるさと創生桜基金を充実し、その効率的な運用に努めていきます。

4-2 推進体制の確立

(1) 行政内部の推進体制

緑のまちづくり施策を効果的に推進するためには、庁内関係部門が協調しながら計画的、横断的に施策の実施に取り組むため、公園・緑地や自然環境の維持保全業務を所管する部門を主として連絡調整を密にし、それぞれの役割分担により総合的に施策の推進に努めます。

また、植栽地の維持管理や点検パトロールなど、効率的で機動性のある組織の設置の検討を進めます。

(2) 市民・事業者参加の推進体制

緑のまちづくり施策の効果的な推進や適切な維持管理には、市民・事業者の協力と参加が不可欠です。

このため、市民をはじめ、行政区や自治会、商工業団体などとの連携をはかり、それぞれの役割分担により総合的な施策の展開に努めます。

付 録 (用語の解説)

ア

オープンスペース

公園、広場、河川、農地など建物が建っていない土地や敷地内の空地のこと

カ

街区公園

主として街区内（約 500m 四方の地区）に居住する人たちが利用することを目的として設置される公園のことで、面積は 0.25ha を標準としている

近隣公園

主として近隣住区（約 1 km 四方の地区）に居住する人たちが利用することを目的として設置される公園のことで、面積は 2 ha を標準としている

グランドワーク

地域住民と地域企業、行政が連携しながら展開する、身近な地域の環境づくりを進めるための環境改善活動。英国における都市環境を創造する民間団体「開発トラスト」が「生活現場（グランド）からの創造活動（ワーク）」をテーマとして始めた活動がきっかけとなった。

コミュニティ

住民同士の協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまりのこと

サ

里山

農地に続く森林やたやすく利用できる森林のことで、都市周辺の低山や丘陵地も含まれる

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のことで、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地としての開発を抑制すべき区域のこと

敷際

建築物の敷地内で、建築物の外壁、前庭、塀などの外部から視覚的に見える部分のこと

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会を提供するために、レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと

シンボルツリー

地区を特徴づけたい、目印となる樹木のこと

水源涵養

樹木及び地表植生などにより降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能のことで、渇水の緩和や洪水の防止のはたらきがある

スカイライン

山や建物などが、空に接する輪郭線のこと

生産緑地

市街化区域内の保全する農地を生産緑地地区として都市計画で指定したもの

生態系

特定の地域の生物と、それを取り囲む物理的環境を総合して統一体としてとらえた概念のこと

生物の多様性

地球上の生物が、進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっている多様な生物の世界のこと

タ

多自然型工法

単なる自然保護だけでなく、自然を積極的につくりなおしながら、水辺の環境づくりを進めるために、自然材料（石材、木材、植物等）を用いた河川整備方法のこと

地区計画

住民の同意を得て、道路や公園、広場などの配置や規模、建物の用途や形態、敷地に関することを地区レベルで取り決める都市計画のこと

都市計画道路、都市計画公園

都市計画法に定める都市施設(道路、公園、下水道等)のうち、都市計画決定された道路、公園のこと

都市公園

都市公園には、国営公園と地方公共団体が設置する都市公園があり、利用すると考えられる人の居住範囲や面積により街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などに区分される

ナ

ニーズ

必要、必要性のこと

二次林

山火事や木を切ったあとに自然にできた森林をいい、郊外に多く見られる雑木林は、昔、燃料用に薪や炭を焼くために伐採されたあと自然の力によって再生したもの

ネットワーク

網目状の構成のこと

まちづくりの分野においては、道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していること

ハ

パートナーシップ

市民活動などは、共に行っていく協働作業であることから、対等な関係に立ち、双方が責任の主体となること

バリアフリー

障壁(バリア)を取り除く(フリー)こと、及びその考え方で、全ての人が障害、年齢などの区別によらず、日常生活や社会参加が可能になる環境とすること

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象のこと

ビオトープ

ドイツ語の「Bio」(生命)と「Tope」(場所)との合成語で、ドイツの生物学者によって提唱された学術用語で、野生生物の生息空間を意味し、生き物の繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりのこと

マ

緑立つ道

第二京阪道路の愛称で、標準幅員が64～80mで、本線の両側には植樹帯と副道、自転車歩行者道(自歩道)から構成される環境施設帯が設置され、これにより緑の帯が形づくられる

ラ

ランドマーク

遠くから目立つ塔や、街角の印象的な建築物など地域を特徴づけたり、目印になるもの

ワ

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、これらの評価などを行っていく活動のこと



交野市緑の基本計画

発行年月 平成 23 年 4 月
発 行 大阪府交野市
編 集 都市整備部 農とみどり課
〒576-8501 交野市私部 1 丁目 1 番 1 号
TEL072-892-0121 (代) FAX072-893-2636



大阪府 交野市